
茨城県男女共同参画基本計画（第2次）

いきいき いばらきハーモニープラン



茨 城 県

はじめに

茨城県知事
橋本 昌



男女共同参画社会の実現を目指して

男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、本県では、平成 14 年 3 月に「茨城県男女共同参画基本計画」(平成 13 年度～平成 22 年度)を策定し、県民、事業者等との連携・協力のもと、積極的に施策を推進してまいりました。

しかしながら近年、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や個人の価値観やライフスタイルの多様化、経済の低迷による雇用環境の悪化など、男女共同参画を取り巻く社会情勢が大きく変化しておりますとともに、本県における政策・方針決定過程における女性の参画がまだ十分には進んでいないことや、社会の各分野で男女の不平等感が未だに残っていることなど、様々な課題も存在しております。

そのため県では、これまでの社会情勢の変化や課題を踏まえ、県や県民、事業者等が一体となり、積極的に男女共同参画の推進に取り組む指針として、新たに「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)」(平成 23 年度～平成 27 年度)を策定いたしました。

今後とも、男女共同参画社会を実現し、活力ある地域社会をつくっていくため、なお一層、県民の意識の改革や女性の社会参加の促進などに取り組んでまいりますので、県民の皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成 23 年 3 月

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の基本理念	2
3 計画の性格	3
4 計画の考え方	4
5 計画の期間	5
6 計画の体系	5
II 計画策定の背景	
1 世界の歩み	7
2 日本の歩み	7
3 茨城県の歩み	9
III 男女共同参画を取り巻く潮流	
1 少子化の進行	11
2 高齢化の進行	13
3 個人の価値観やライフスタイルの多様化	15
4 就業状況を巡る変化	17
5 国際化の進展	20

第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向	
基本目標 I 男女の人権が尊重される社会の構築	22
重点課題 1 男女共同参画の視点に立った社会制度 ・慣行の見直し、意識の改革	23
重点課題 2 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	27
重点課題 3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	28
重点課題 4 生涯を通じた女性の健康支援	32
重点課題 5 メディアにおける男女共同参画の推進	34
基本目標 II あらゆる分野における男女共同参画の推進	37
重点課題 1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画	38
重点課題 2 男性にとっての男女共同参画	42
重点課題 3 子どもにとっての男女共同参画	44
重点課題 4 地域社会における男女共同参画の促進	46
基本目標 III 多様な働き方を可能にする環境の整備	49
重点課題 1 雇用の場における男女平等の確保・多様な 働き方のための環境整備	50
重点課題 2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援	53
重点課題 3 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ ・バランス）の促進	55
重点課題 4 農林水産業における男女共同参画	58
II 推進体制と進行管理	
1 県の推進体制の充実	62
2 連携の強化	63
3 進行管理等	64
◆ 指標項目	66

付属資料

■ 茨城県男女共同参画審議会規則	70
■ 茨城県男女共同参画審議会委員名簿	71
■ 茨城県男女共同参画基本計画に関する専門部会委員名簿	71
■ 茨城県男女共同参画審議会の審議状況	72
■ 茨城県男女共同参画基本計画に関する専門部会の審議状況	72
■ 茨城県男女共同参画推進条例	73
■ 男女共同参画社会基本法	77
■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	82

第1章 計画策定の基本的な考え方

第 1 章 計画策定の基本的な考え方

計画の概要

1 計画策定の趣旨

本県では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、平成 14 年 3 月、「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野において施策を展開してきました。

しかしながらこの間、少子化に伴う本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、家族や地域におけるつながりの希薄化、経済の低迷による雇用環境の悪化、非正規労働者の増加、国際化の一層の進展など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、また、国における男女共同参画基本計画の改定をはじめ、関係法制度の整備も進んできています。こうした中で、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつありますが、性別による固定的役割分担意識は未だ根強く残っており、また、政策・方針決定過程における女性の参画が進んでいないことや、出産、子育て期の女性で、就業希望はあるものの就業を中断せざるを得ない状況、仕事と家庭生活などとの調和についての希望と現状の乖離、女性に対する暴力件数の増加など各分野における課題が存在しており、活力ある地域社会をつくるためには、県民の意識改革、女性の更なる社会参加の促進、男女の働き方の見直しなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められます。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。

2 計画の基本理念

この計画の基本理念は、「茨城県男女共同参画推進条例」(平成 13 年茨城県条例第 1 号)第 3 条に規定する基本理念に基づき、以下のとおりとします。

(1) 男女の人権の尊重

男女は、法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきましたが、十分に実現されるには至っていません。男女共同参画の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることが重要です。

(2) 社会制度・慣行への配慮，多様な生き方の選択

社会における制度や慣行が，性別による固定的な役割分担などを反映して，結果として男女共同参画社会の実現を阻害する要因となるおそれがあることから，その及ぼす影響に配慮し，見直すことが必要です。また，男女が性別にかかわらず多様な生き方を自らの意思で選択できる社会を築いていく必要があります。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の実現のためには，男女が社会の対等な構成員として，行政や事業者，地域などあらゆる場において，政策などの立案や決定に共同して参画する機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が共に社会参画をしていくためには，子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動について，家族を構成する男女が共に協力し合い，家庭生活とそれ以外の活動を両立することができるようにすることが重要です。

(5) 国際的協調

男女共同参画の取組は，国際的な動向を踏まえた国の施策と連動していることや本県における国際化の進展を踏まえて，国際的な視点を持って施策を推進することが重要です。

3 計画の性格

- (1) 「茨城県男女共同参画推進条例（平成 13 年茨城県条例第 1 号）の基本理念に基づき，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき，国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) 「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 14 年 3 月策定）を踏まえながら，新たな課題への取組を進める計画です。
- (4) 「茨城県総合計画」の部門計画として，他の部門計画との整合性を確保した計画です。
- (5) 「いばらきの快適な社会づくり基本条例」（平成 19 年茨城県条例第 67 号）及び「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」（平成 22 年 3 月策定）に即した計画です。
- (6) 県・県民・事業者が一体となって，男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (7) 市町村においても，この計画の趣旨を勘案し，地域の実情に応じた取組がなされるよう期待するものです。

(1) 3つの基本目標

この計画では、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念を将来にわたり具現化するために次の3つの基本目標を設定しました。

基本目標**男女の人権が尊重される社会の構築**

男女の人権が尊重される社会の構築に向けて、性別による固定的役割分担意識の解消や男女共同参画に関する正しい理解に基づき主体的に取り組める環境づくり、国際的動向の理解促進、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援、メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報発信の働きかけなどの総合的な取組を推進します。

基本目標**あらゆる分野における男女共同参画の推進**

男女が男女共同参画の視点を持って主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるようにするため、政策・方針決定過程への女性の更なる参画の促進、働き方の見直しなどの男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進、将来を見通した自己形成ができるようにするための子どもの頃からの男女共同参画の理解促進、県民・事業者・団体が男女共同参画の視点を持って地域の課題を解決するための取組を促進します。

基本目標**多様な働き方を可能にする環境の整備**

男女が意欲を持って就労し性別にかかわらず能力を十分に発揮していくため、雇用の場における男女平等の確保や多様な働き方のための環境整備、生涯にわたる雇用・就業の支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、農山漁村の性別による固定的役割分担意識の解消や政策・方針決定過程への女性の参画促進などに向けた取組を推進します。

(2) 計画で改めて強調すべき視点

前回計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の現状にみる課題を踏まえ、今回の計画において改めて強調すべき視点は次のとおりとし、今後更なる取組を進めます。

<視点1> 女性の更なる社会への参画促進

将来にわたり持続可能で、多様性に富んだ活力ある社会を構築するため、多様な人材の能力の活用、多様な視点の導入や新たな発想の取入れなどの観点から、政策・方針決定の場をはじめとして社会のあらゆる分野への女性の更なる参画を促進していくため、性別による固定的役割分担意識の解消や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進、事業者・団体に対する働きかけなどに取り組みます。

<視点2> 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援

生涯を通じて働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮して自己実現につなげていくとともに、生活の経済的基盤を確保し経済社会の活性化を図っていくため、人生の各段階の希望に応じた能力開発や雇用・就業の実現に向けた継続的支援を行います。

<視点3> 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活において子育て期、中高年期など各段階に応じた多様な生き方が選択できる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、県民に対する意識啓発を推進し、事業者・団体のトップに対する意識改革を促進します。

<視点4> 地域の課題解決のための実践的活動を通じた男女共同参画の推進

地域の男女共同参画を推進していくためには、これまでの知識習得や意識啓発を中心とする取組に参加してこなかった個人や団体などに対して参加を広く促していくことが必要です。そのため、そうした個人や団体などに対して、福祉、教育、環境、まちづくりなどの身近な地域課題を解決していくにあたり、男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう働きかけや活動促進のための支援を行います。

<視点5> 男性にとっての男女共同参画の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や身近な地域における取組を推進する上では、男性の理解を深めていくことが重要です。そのため、男性の固定的役割分担意識からの脱却、長時間労働の抑制などの働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動への参画促進について意識啓発や支援を行います。

<視点6> 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

子どもが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるように育てていくため、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進します。また、性別にとらわれることなく主体的に進路選択するための職業意識の醸成や男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理を行うための健康教育や性教育を推進します。

5 計画の期間

計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

6 計画の体系

計画の体系は、次のとおりとします。

茨城県男女共同参画基本計画（第2次）
いきいき いばらきハーモニープラン
体 系

計画を推進するための基本的方向

基本目標	重点課題	施策の方向
男女の人権が尊重される社会の構築	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し意識の改革	(1)性別による固定的役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し (2)男女共同参画の視点に立った相談事業の推進 (3)男女共同参画に関する調査・情報提供 (4)地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実
	2 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進	(1)男女共同参画に関する国際的動向の理解促進
	3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1)男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり (2)配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進 (3)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	4 生涯を通じた女性の健康支援	(1)生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透 (2)女性の健康の保持・増進への支援
	5 メディアにおける男女共同参画の推進	(1)メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ (2)情報を活用できる能力(メディア・リテラシー)の向上の促進
あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 女性の更なる政策・方針決定過程への参画	(1)県における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (2)市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進 (3)事業者・団体における女性の参画促進
	2 男性にとっての男女共同参画	(1)男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発、支援 (2)事業者・団体に対する働きかけの推進、県の率先的な取組
	3 子どもにとっての男女共同参画	(1)子どもの頃からの男女共同参画の理解促進 (2)子どもに関する相談支援体制の整備
	4 地域社会における男女共同参画の促進	(1)地域における課題解決のための実践的活動の推進 (2)人材の育成と地域活動への支援
多様な働き方を可能にする環境の整備	1 雇用の場における男女平等の確保・多様な働き方のための環境整備	(1)雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保 (2)多様な働き方を可能にする就業環境の整備 (3)商工業等の自営業における働きやすい環境の整備
	2 男女の生涯にわたる雇用・就業の支援	(1)人生の各段階の希望に応じた就職・再就職、起業などの実践に向けた支援 (2)女性の継続就業の支援
	3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に係る働きかけの推進 (2)仕事と子育て・介護との両立支援の推進
	4 農林水産業における男女共同参画	(1)意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2)主体的に経営参画する女性の育成 (3)都市住民等との交流を生かした地域づくり

推進体制と進行管理

1 県の推進体制の充実	(1)茨城県男女共同参画推進本部の運営 (2)茨城県男女共同参画審議会の運営 (3)積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進 (4)男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営 (5)庁内関係課で構成する部会での定期的な分析・評価の実施 (6)女性プラザ男女共同参画支援室の充実強化 (7)茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進 (8)意識や実態の調査研究、情報の収集と提供
2 連携の強化	(1)県民との連携 (2)事業者・団体・NPOなどとの連携 (3)市町村との連携及び支援 (4)国及び各都道府県との連携
3 進行管理等	(1)進行管理 (2)公表

計画策定の背景

1 世界の歩み

- (1) 本格的な男女共同参画への動きとしては、国際連合において、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」とし、同年メキシコシティで開かれた「国際婦人年世界会議」において、各国が取るべき措置のガイドラインとして「世界行動計画」が採択され、また、同会議の勧告を受けて、1976 年から 1985 年までを「国連婦人の 10 年」とすることが決定されて、「平等・開発・平和」を目標に女性の地位向上のための取組が始められたことによります。
- (2) 昭和 54 年（1979 年）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国連総会で採択され、翌年コペンハーゲンで開催された「国連婦人の 10 年中間年世界会議」において署名式が行われ、その批准に向けて世界各国での取組が活発となりました。
- (3) 昭和 60 年（1985 年）、「国連婦人の 10 年ナイロビ世界会議」が開催され、西暦 2000 年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべきガイドラインとして、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。
- (4) 平成 7 年（1995 年）9 月、「第 4 回世界女性会議」が北京で開催され、「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。この「行動綱領」には、女性と健康、女性に対する暴力、意思決定における女性などの 12 の課題が示され、「北京宣言」は「平等・開発・平和」のためにあらゆる分野における女性の参画を求めたものでした。
- (5) 平成 12 年（2000 年）6 月、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択されました。
- (6) 平成 17 年（2005 年）2 月、ニューヨークで第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京 + 10」世界閣僚級会合）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」を再確認し、完全実施に取り組むための宣言が採択されました。
- (7) 平成 18 年（2006 年）6 月、東京にて「東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催され、「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」をテーマとし、男女共同参画の重要性、男女共同参画の取組や推進にあたっての課題などについて意見交換を行い、「東京閣僚共同コミュニケ」が採択されました。

2 日本の歩み

- (1) 昭和 20 年（1945 年）、日本では婦人参政権の付与が決定され、同年 12 月には「衆議院議員選挙法」の一部改正により、婦人参政権が具体化されました。翌年 11 月、「法の下の平等」が記された「日本国憲法」が公布されました。

- (2) 昭和 50 年 (1975 年), 総理府に「婦人問題企画推進本部」及び「婦人問題担当室」が設置され, 昭和 52 年 (1977 年), 「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定されました。
- (3) 昭和 55 年 (1980 年) に署名した「女子差別撤廃条約」を批准するため, 国内法の整備が進められ (昭和 59 年 (1984 年), 「国籍法」及び「戸籍法」改正, 昭和 60 年 (1985 年), 「国民年金法」改正, 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法) 成立など), 同条約を昭和 60 年 (1985 年) に批准しました。
- (4) 昭和 62 年 (1987 年) 5 月, 「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定され, 平成 6 年 (1994 年), 総理府に「男女共同参画室」, 「男女共同参画審議会」及び「男女共同参画推進本部」が設置されました。
- (5) 平成 8 年 (1996 年), 男女共同参画審議会の答申「男女共同参画ビジョン」を受けて, 新たな国内行動計画である「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。
- (6) 平成 11 年 (1999 年) 6 月, 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「男女共同参画社会基本法」が制定され, 男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられ, 社会のあらゆる分野において施策の推進が図られることとなりました。
- (7) 平成 12 年 (2000 年) 12 月, 我が国初の法定計画である「男女共同参画基本計画」が策定され, あらゆる社会システムに男女共同参画の視点を反映させることを重視し, 推進体制の強化が図られることとなりました。
- (8) 平成 13 年 (2001 年) 1 月, 中央省庁等改革により, 新たに内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」が設置されました。
- (9) 平成 15 年 (2003 年) 6 月, 男女共同参画推進本部において, 社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が平成 32 年 (2020 年) までに少なくとも 30% 程度になることを期待し, 女性のチャレンジ支援策に取り組むことを明記した閣議決定をしました。同年には, 「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。
- (10) 平成 17 年 (2005 年) 12 月, 「男女共同参画基本計画 (第 2 次)」が閣議決定されました。
- (11) 平成 19 年 (2007 年) 7 月, 官民トップ会議において, 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。
また同年には, 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法) が, 「公正な待遇の実現」を目指して改正されました。
- (12) 平成 20 年 (2008 年) 4 月, 男女共同参画推進本部において「女性の参画加速プログラム」が決定されました。
- (13) 平成 22 年 (2010 年) 12 月, 「男女共同参画基本計画 (第 3 次)」が閣議決定されました。

- (1) 本県においては、昭和 53 年（1978 年）に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取組が始まりました。
- (2) 昭和 55 年（1980 年）、担当課が婦人児童課となり、「第 2 次県民福祉基本計画」において「婦人の福祉の向上」として位置付けられました。
- (3) 昭和 61 年（1986 年）、「新県民福祉基本計画」において「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置付けられました。
- (4) 昭和 62 年（1987 年）、女性教育に関する研修・交流・情報提供などを行い、女性教育の振興を目的として茨城県立婦人教育会館を設置しました。
- (5) 平成 2 年（1990 年）、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、平成 3 年（1991 年）3 月に「いばらきローズプラン 21」を策定しました。同年 8 月、いばらきローズプラン 21 推進委員会を設置する一方、庁内の推進体制として「茨城県女性対策推進本部」を設置し、女性行政施策の推進を図るための体制を整備しました。
- (6) 平成 6 年（1994 年）、福祉部に女性青少年課を設置して、より一層の施策の推進に取り組むこととなりました。
- (7) 平成 7 年（1995 年）、「茨城県長期総合計画」に「男女共同参画社会の形成」として位置付けられ、翌年 2 月、県が取り組むべき女性施策の指針として、男と女のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

「いばらきハーモニープラン」は平成 7 年度から平成 17 年度までの基本構想、基本計画と、平成 11 年度までの実施計画を定めたものであり、平成 12 年（2000 年）3 月に、少子・高齢化への対応などを盛り込んだ「後期実施計画」（平成 12 年度から平成 17 年度まで）を策定しました。
- (8) 平成 9 年（1997 年）、茨城県立婦人教育会館の名称を茨城県女性プラザに改名し、茨城県鹿行生涯学習センターを併設しました。
- (9) 平成 11 年（1999 年）4 月、女性青少年課が福祉部から知事公室へ組織が改編されました。
- (10) 平成 13 年（2001 年）3 月、「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を制定し、4 月から施行しました。同時に、「茨城県男女共同参画審議会」を設置し、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」とする名称の変更など推進体制の整備を行いました。
- (11) 平成 14 年（2002 年）3 月、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していくために、法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」（平成 13 年度から平成 22 年度まで）を策定し、新たな歩みが始まりました。また、基本計画に定める重点課題ごとに具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 13 年度から平成 17 年度まで）を策定しました。
- (12) 平成 14 年（2002 年）3 月、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる苦情や

- その他の意見を処理するため、「男女共同参画苦情・意見処理委員会」を設置しました。
- (13) 平成 17 年（2005 年）4 月，男女共同参画施策を推進するための拠点施設として「女性プラザ男女共同参画支援室」を開設しました。
 - (14) 平成 18 年（2006 年）3 月，当初の「茨城県男女共同参画実施計画」の計画期間が終了することに伴い，新たな「茨城県男女共同参画実施計画」（平成 18 年度から平成 22 年度まで）を策定しました。
 - (15) 平成 19 年（2007 年）12 月，県民誰もが快適な生活を享受できる社会づくりを目指し，「いばらきの快適な社会づくり基本条例」を制定し，平成 22 年（2010 年）3 月，「いばらきの快適な社会づくりの基本方針」を策定しました。

男女共同参画を取り巻く潮流

1 少子化の進行

本県の合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子どもの数）は、以前は、全国よりも高い数値で推移してきましたが、近年全国値との差が縮まってきており、平成20、21年には全国値と同じ1.37であり、人口を維持するのに必要な水準である2.08を大きく下回っています【図1】。

今後も少子化が進行し、本格的な人口減少社会が到来すると推測されており、将来の経済・社会全般に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

少子化の進行の大きな要因として、「未婚化及び晩婚化の進行」が考えられます。

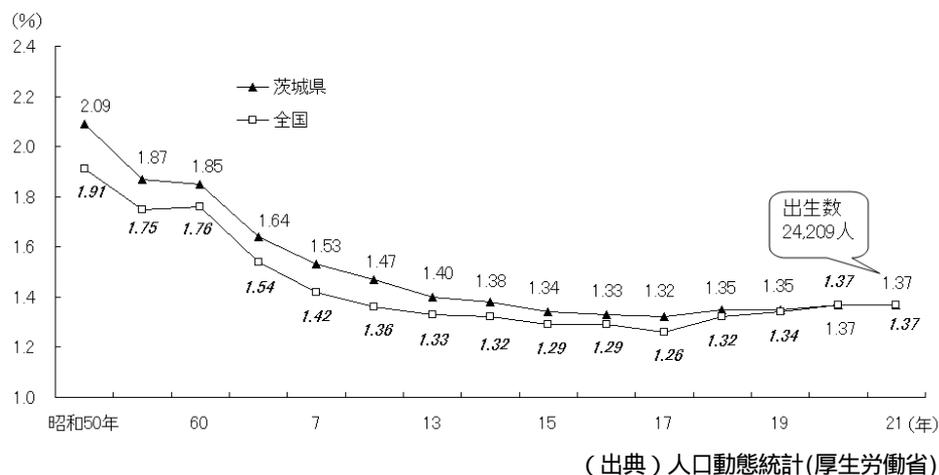
本県の未婚率は、25歳から29歳までで見ると、昭和50年では、男性が46.4%、女性が16.9%でしたが、平成17年には、男性が70.0%、女性が55.6%と大幅に上昇しています【図2】。平均初婚年齢については、昭和50年と平成21年を比較すると、男性が26.9歳から30.2歳へ、女性が24.4歳から28.2歳へと大きく上昇しています【図3】。

初婚年齢が遅くなるという晩婚化が進行すると、それに伴い、出産年齢も高くなるという晩産化の傾向があらわれています【図4】。

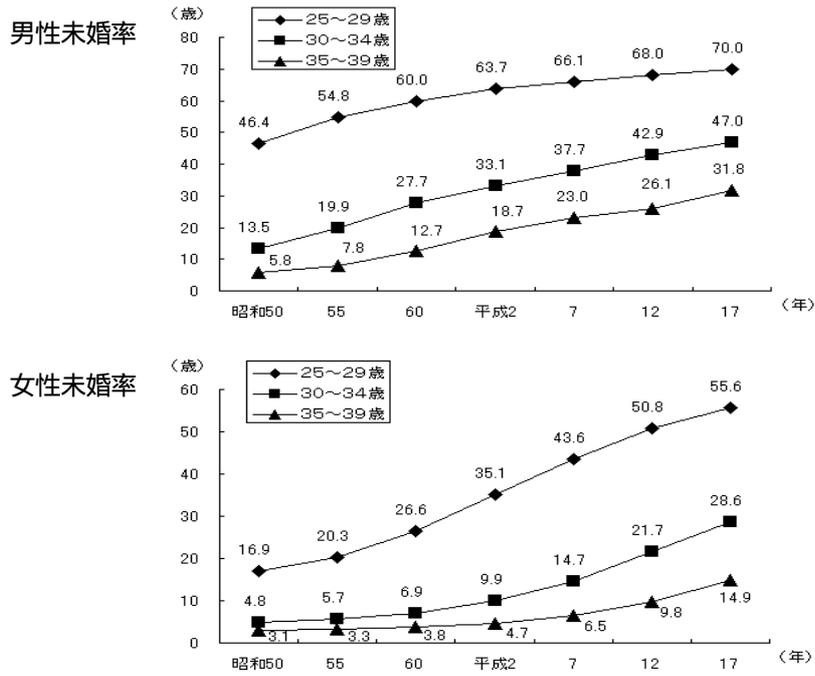
また、平成21年茨城県男女共同参画社会県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）によると、県民の45.1%が理想とする子どもの数と比べて実際の子どもの数が少ないと回答しており、その理由として、「子どもの教育など経済的負担が増えるから」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいから」、「仕事と子育ての両立が困難だから」などが挙げられています【図5】。

このように、少子化の背景には様々な要因が考えられますが、経済・社会面への影響を考えると、個人の意思を尊重しつつ、男女の協力はもとより、職場や地域の協力をはじめとする多様なネットワークの形成を通じて、社会全体で子育てを支援する取組が求められています。

【図1】合計特殊出生率の推移（茨城県と全国の比較）

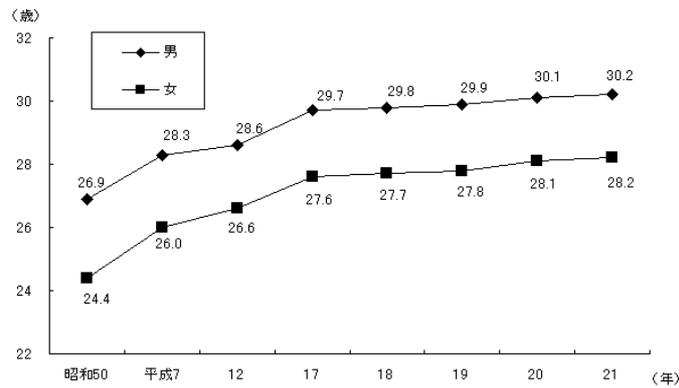


【図2】未婚率の推移（茨城県）



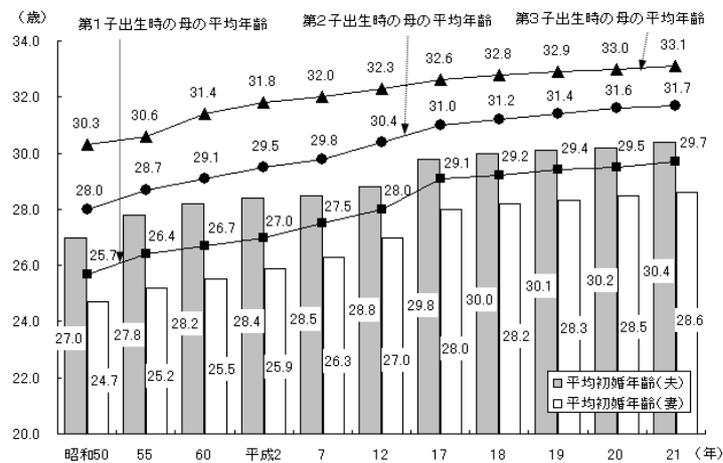
（出典）国勢調査（総務省）

【図3】平均初婚年齢の推移（茨城県）



（出典）人口動態統計（厚生労働省）

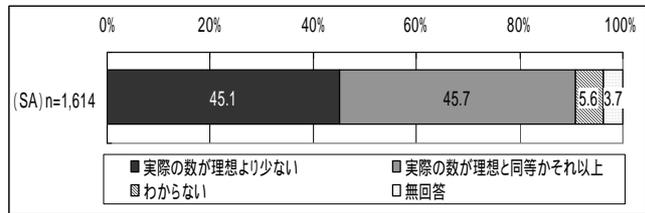
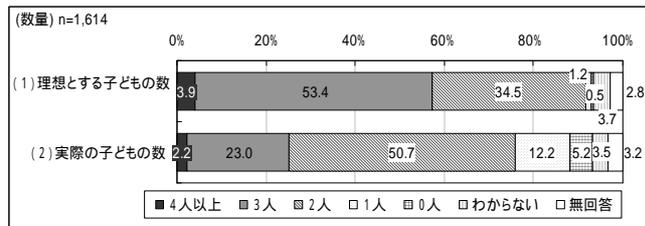
【図4】平均初婚年齢と母親の平均出生時年齢の年次推移（全国）



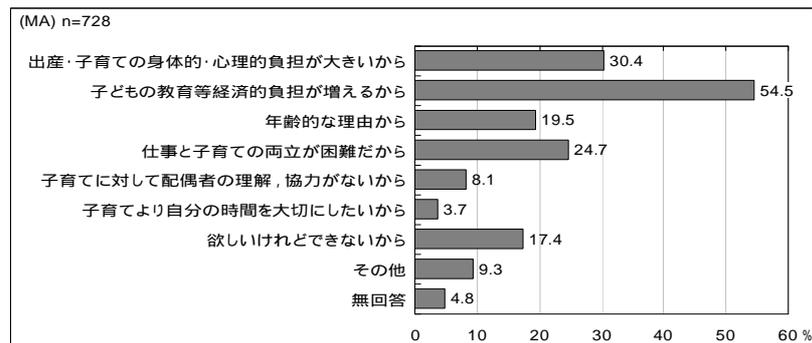
（出典）人口動態統計（厚生労働省）

【図5】理想とする子どもの数と実際の子どもの数（茨城県）

理想とする子どもの数と実際の子どもの数



子どもの数が理想よりも少ない理由



（出典）平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）

2 高齢化の進行

本県の高齢者人口（65歳以上の人口）は年々増え続けており、平成22年7月1日現在で663,154人となっています。これは、本県総人口（2,962,406人）の22.4%を占めており、県民の5人に1人が高齢者となっており、今後も高齢化率が上昇し続けることが予想されます【図6,7】。

こうした中、高齢者が自立して社会に参加していくことのできる環境づくりを進めていく必要があります。

高齢者の就業状況をみると、60歳から64歳までの方の半数が何らかの職業に就いています。65歳から74歳までの高齢者では3割を超える人（31.1%）が、75歳以上の高齢者でも1割を超える人（11.2%）が就業しており【図8】、高齢者が職業生活などの中で培ってきた経験を生かした活動や就業の支援を進めていく必要があります。

また、単身の55歳から74歳までの男性の4人に1人が「話し相手や相談相手がいない」という状況にあります【図9】。仕事中心で家庭や地域にかかわってこなかった男性が一人暮らしになった際に地域で孤立しないようにするため、地域活動などへの参画を促進していく必要があります。

高齢者の介護については、家族介護者の7割が女性であり、介護を主に女性が担っていることがうかがえます【図10】。女性の社会参画の促進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、介護についての性別による固定的役割分担意識を解消するとともに、介護サービスの充実を図っていく必要があります。

【図6】本県における年齢3区分人口の推移と将来推計人口（茨城県）

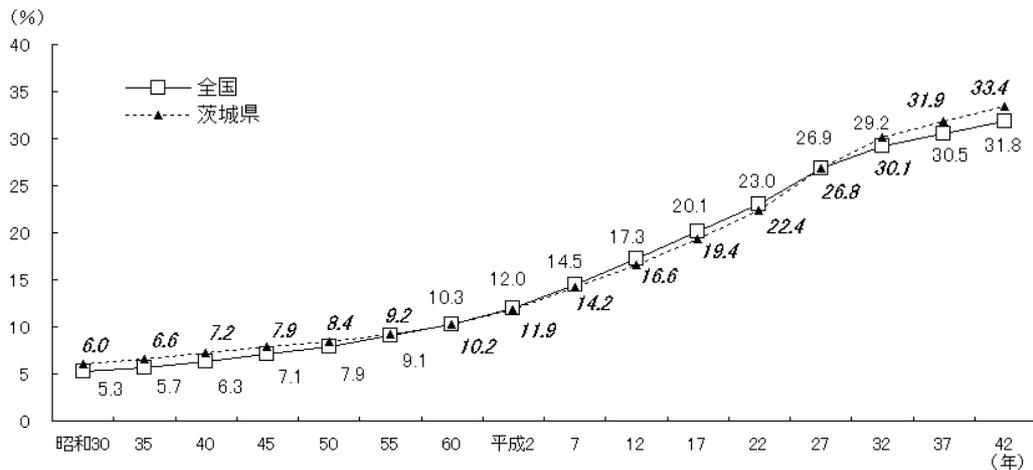
(単位:人,%)

年	総数	増加率	年少人口		生産年齢人口		高齢者人口	
			(0~14歳)	(割合)	(15歳~64歳)	(割合)	(65歳以上)	(割合)
昭和50年	2,342,198	109.3	580,187	24.8	1,565,349	66.8	196,380	8.4
55	2,558,007	109.2	628,466	24.6	1,692,449	66.2	236,485	9.2
60	2,725,005	106.5	627,512	23.0	1,818,697	66.7	278,503	10.2
平成2年	2,845,382	104.4	559,033	19.6	1,943,837	68.3	338,799	11.9
7	2,955,530	103.9	505,363	17.1	2,030,045	68.7	418,610	14.2
12	2,985,676	101.0	458,501	15.4	2,030,360	68.0	495,693	16.6
17	2,975,167	99.6	422,913	14.2	1,974,159	66.4	576,272	19.4
22	2,962,406	99.6	404,033	13.6	1,895,219	64.0	663,154	22.4
27	2,873,000	97.9	344,000	12.0	1,758,000	61.2	771,000	26.8
32	2,790,000	97.1	303,000	10.8	1,648,000	59.1	839,000	30.1
37	2,690,000	96.4	272,000	10.1	1,559,000	57.9	859,000	31.9
42	2,577,000	95.8	251,000	9.7	1,465,000	56.9	861,000	33.4
47	2,451,000	95.1	232,000	9.5	1,356,000	55.3	862,000	35.2

資料:平成17年までは「国勢調査」、平成22年は企画部統計課、平成22年7月1日現在「常住人口調査」、平成27年からは、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)

(出典) 県長寿福祉課調べ

【図7】高齢化率の推移（茨城県と全国の比較）



(出典) 県長寿福祉課調べ

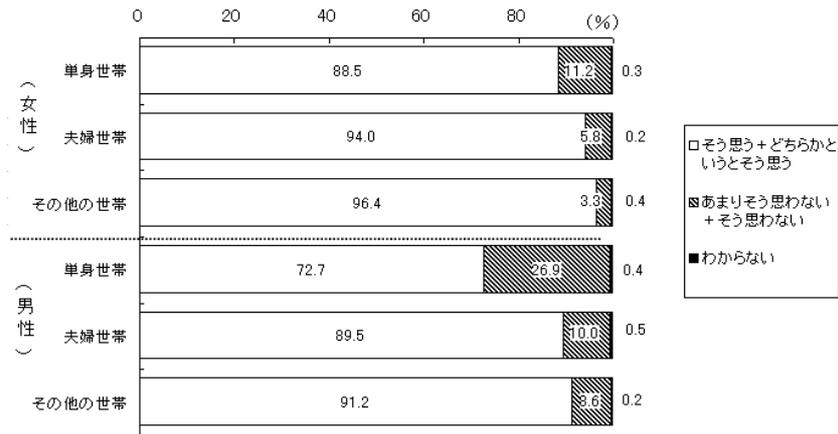
【図8】高齢者の就業状況（茨城県）

(平成17年国勢調査, 単位:人,%)

高齢者福祉圏域	60~64歳		65歳~		65歳以上の内訳			
	総数	就業者数 (割合)	総数	就業者数 (割合)	65~74歳		75歳~	
					総数	就業者数 (割合)	総数	就業者数 (割合)
茨城県合計	199,993	102,565 51.3	576,272	126,187 21.9	309,672	96,442 31.1	266,600	29,745 11.2
水戸	30,673	16,219 52.9	95,793	22,383 23.4	50,559	16,637 32.9	45,234	5,746 12.7
日立	21,208	8,721 41.1	60,184	9,659 16.0	33,404	7,336 22.0	26,780	2,323 8.7
常陸太田・ひたちなか	25,204	12,649 50.2	79,765	20,505 25.7	41,791	14,413 34.5	37,974	6,092 16.0
鹿行	17,785	9,305 52.3	53,422	12,197 22.8	29,230	9,669 33.1	24,192	2,528 10.4
土浦	18,641	10,002 53.7	53,713	12,003 22.3	28,812	9,239 32.1	24,901	2,764 11.1
つくば	17,690	9,715 54.9	49,744	10,768 21.6	25,789	8,449 32.8	23,955	2,319 9.7
取手・龍ヶ崎	35,469	17,561 49.5	80,243	14,555 18.1	46,173	12,071 26.1	34,070	2,484 7.3
筑西・下妻	17,462	9,704 55.6	59,582	13,736 23.1	29,890	10,518 35.2	29,692	3,218 10.8
古河・坂東	15,861	8,689 54.8	43,826	10,381 23.7	24,024	8,110 33.8	19,802	2,271 11.5

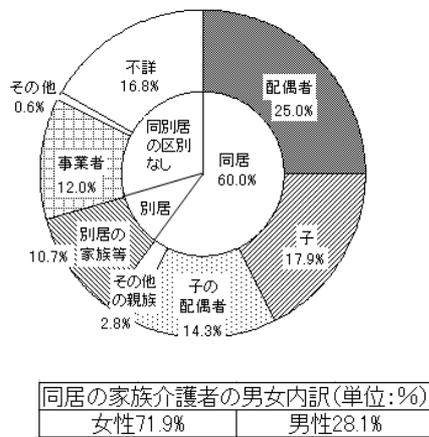
(出典) いばらき高齢者プラン 21 第4期 (県長寿福祉課)

【図9】話し相手や相談相手がいる者の割合（55歳から74歳まで）（全国）



（出典）平成22年版男女共同参画白書

【図10】要介護者等からみた主な介護者の続柄（全国）



（出典）平成22年版男女共同参画白書

3 個人の価値観やライフスタイルの多様化

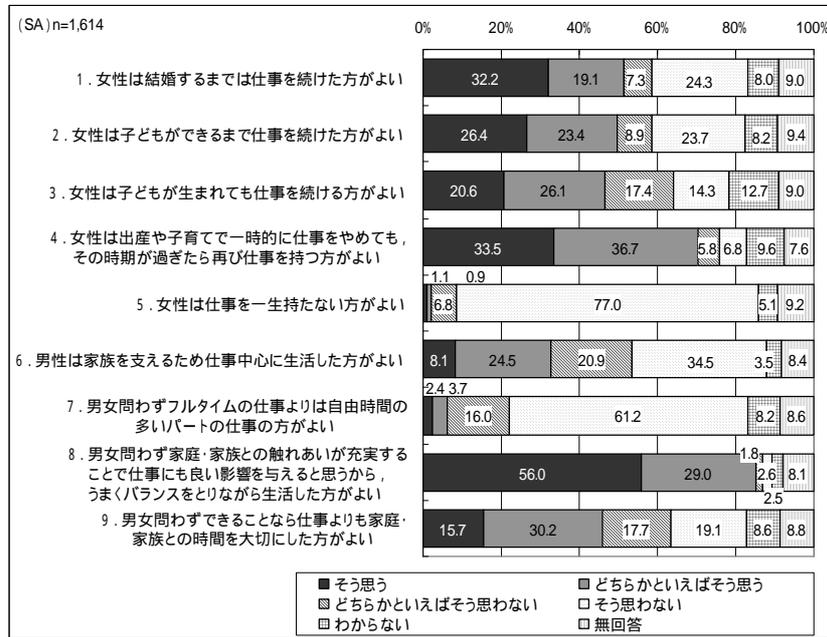
県民意識調査によると、仕事へのかかわり方について、「男女問わず家庭・家族との触れ合いが充実することで仕事にも良い影響を与えると思うから、うまくバランスをとりながら生活した方がよい」、「女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめても、その時期が過ぎたら再び仕事を持つ方がよい」で、7割を超える県民が「そう思う」（「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」）としており【図11】、女性が働くことについて、個人の価値観やライフスタイルは多様化しています。また、内閣府の平成22年版男女共同参画白書においても、夫婦ともに雇用者の共働き世帯（995万世帯）は、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯（831万世帯）を上回っています【図12】。

その一方で、仕事と家庭生活などとの調和に関する理想と現実については、理想は、「仕事と家庭生活などを両立したい」（34.6%）が最も高く、次いで「仕事にも携わりつつ家庭生活などを優先したい」（21.9%）が高くなっていますが、現実には、「家庭生活などにも携わりつつ仕事を優先している」（29.4%）、「家庭生活などに専念している」（17.2%）が高くなっており、理想と現実の間に乖離が生じています。

さらに、社会への貢献意欲や参加意欲は高まっているものの、例えば、地域における活動への実際の参加状況についてみると、男女ともに決して高い水準とは言えない状況にあります【図13, 14】。

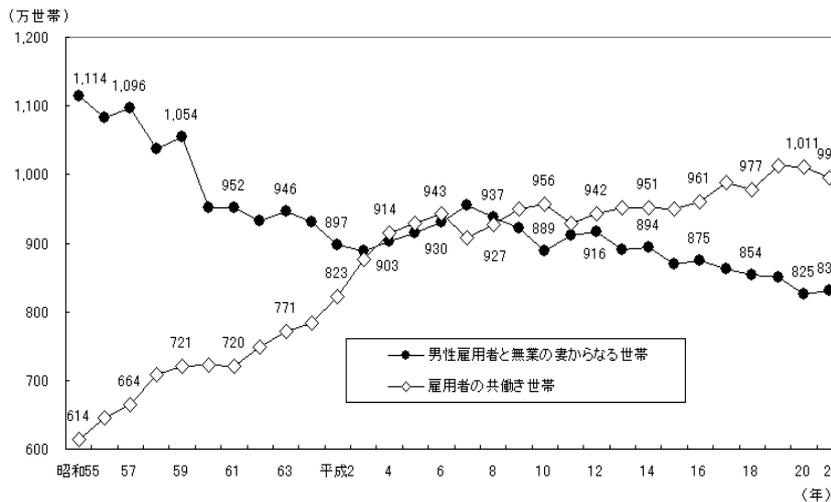
このようなことから、働き方の見直しや意識改革を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することで、県民がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、多様な生き方が選択できる社会づくりが求められています。

【図 11】仕事へのかかり方（茨城県）



（出典）平成 21 年男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）

【図 12】共働き世帯数の推移（全国）

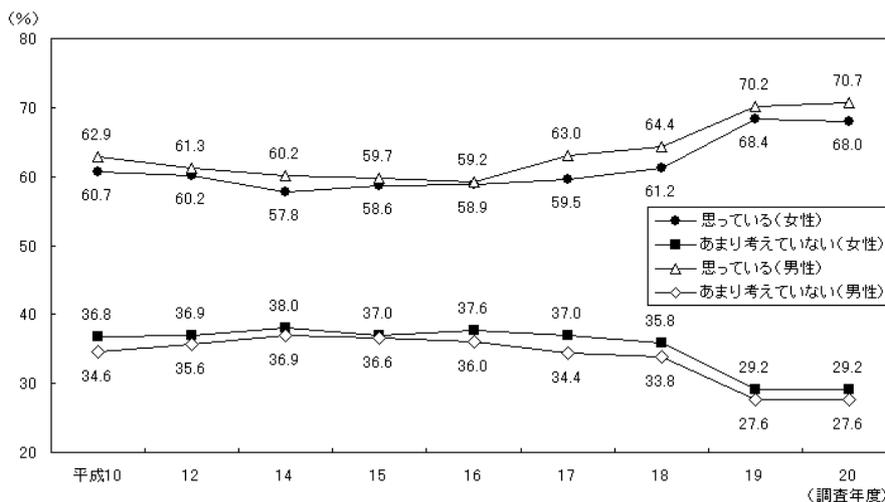


（備考）

- 1 昭和 55 年から平成 13 年は総務省「労働力調査特別調査」（各年 2 月。ただし、昭和 55 年から 57 年は各年 3 月）、14 年以降は「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。
- 2 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
- 3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。

（出典）平成 22 年版男女共同参画白書

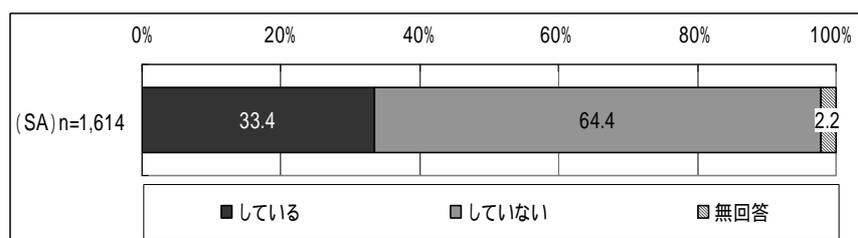
【図 13】社会への貢献意識の推移（全国）



(備考)
 1 内閣府「社会意識に関する世論調査」より作成。
 2 平成 11 年度及び 13 年度は調査を行っていない。
 3 「わからない」という回答項目があるため、「思っている」と「あまり考えていない」を足しても 100 にならない。
 (出典) 平成 21 年版男女共同参画白書

【図 14】地域活動への参加状況（茨城県）

(問) 現在、町内会やボランティア活動などの地域活動をしていますか。



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）

4 就業状況を巡る変化

人口減少と少子高齢化が同時に進行しており、本県でも総人口に対する生産年齢人口（15歳から64歳まで）の割合が平成22年の64.0%から平成47年には55.3%に減少することが予想されており、経済成長力の低下につながることを懸念されています【図6(p14)】。

このような中で、近年の雇用環境は厳しい状況が続いています。我が国の平成21年の完全失業者数は336万人で2年連続の増加となっています。完全失業率についても5.1%となり、6年ぶりに5%台となっており、大学生の就職内定率も前年同期を下回っています【図15】。

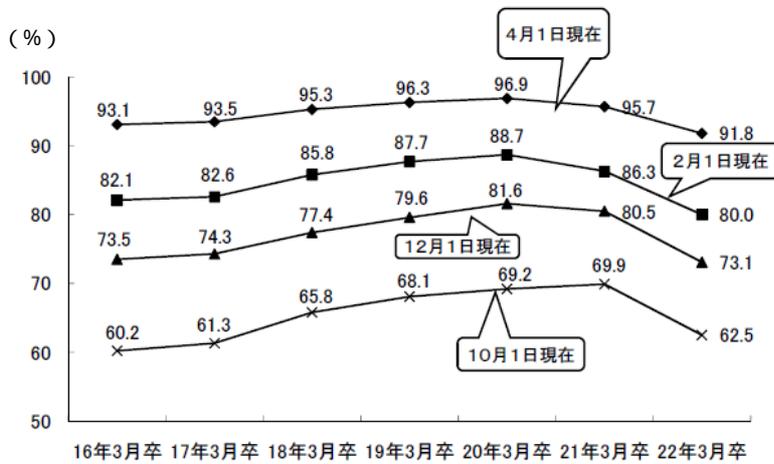
また、女性の労働力率を年齢階級別にみると、30歳代を底とするM字カーブを描き、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっていますが、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率をみるとM字のくぼみは小さくなっており、就業希望はあるものの実現できないという状況にあります【図16, 17】。

さらに、近年パートタイムなどの非正規労働者が増加していることから【図18, 19】、正規・非正規労働者間の賃金等処遇の格差、雇用の不安定性などの問題が生じています。

このようなことから、雇用・就業に係る支援を推進するとともに、育児・介護のための休暇制度の充実と利用促進、保育施設や介護のための施設・サービスの充実、労働時間の短縮

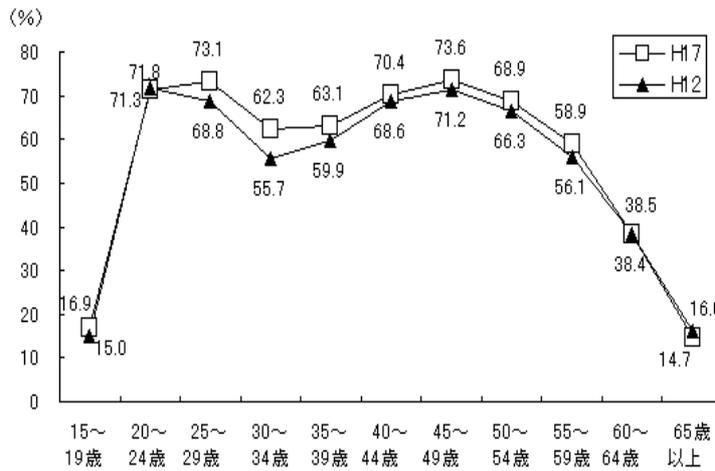
や休日増加の促進など，多様な雇用形態，就業形態に対応し，個人の能力を生かして働き続けられるための環境整備を社会全体で推進していくことが重要です【図 20】。

【図 15】就職（内定）率の推移（大学）(全国)



(出典) 平成 21 年度大学等卒業者の就職状況調査 (厚生労働省, 文部科学省)

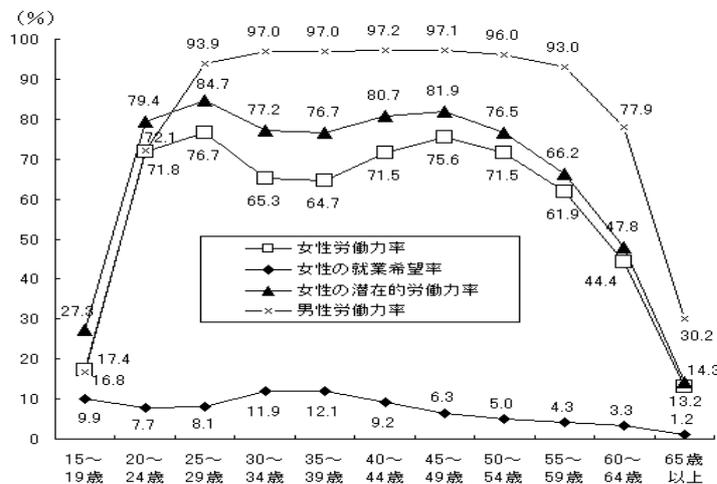
【図 16】女性の年齢階級別労働力率 (茨城県)



労働力率...15歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除く。

(出典) 国勢調査 (総務省)

【図 17】女性の年齢階級別潜在的労働力率 (全国)



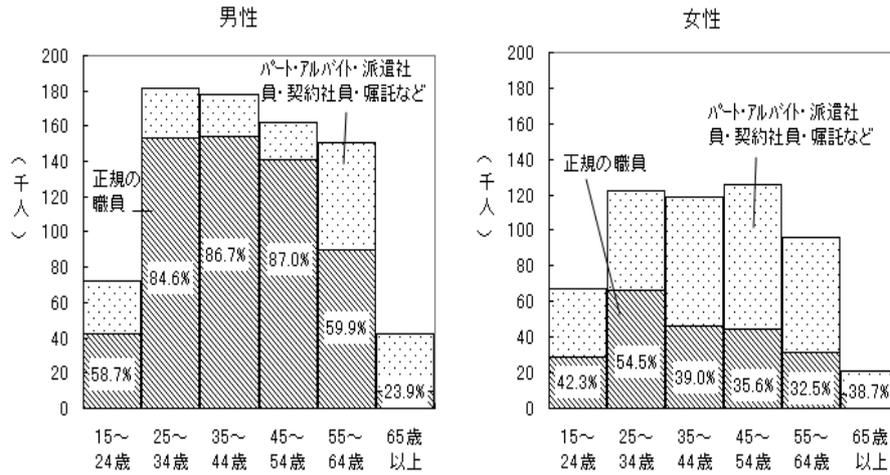
(備考)

1 総務省「労働力調査(詳細集計)」(平成 20 年平均)より作成。

2 年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口(年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者(年齢階級別)) / 15歳以上人口(年齢階級別)

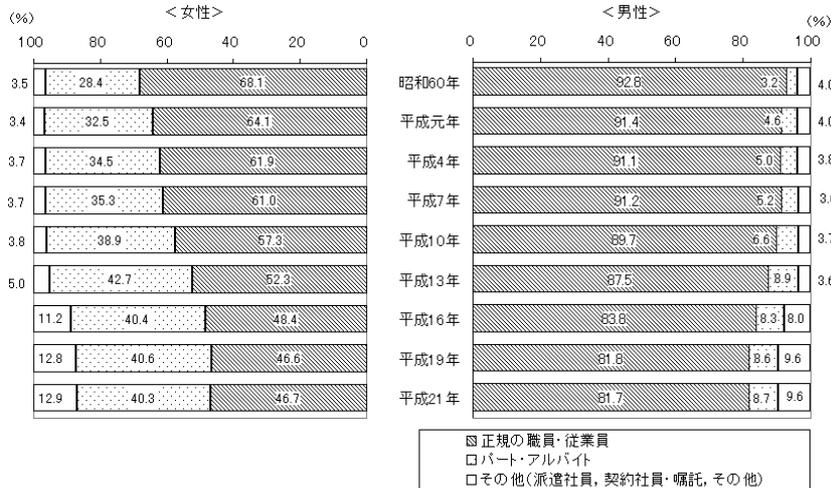
(出典)「男女共同参画社会の実現を目指して(2009.6)」(内閣府)

【図 18】雇年齢階級別雇用形態（茨城県）



（出典）平成 19 年就業構造基本調査（総務省）

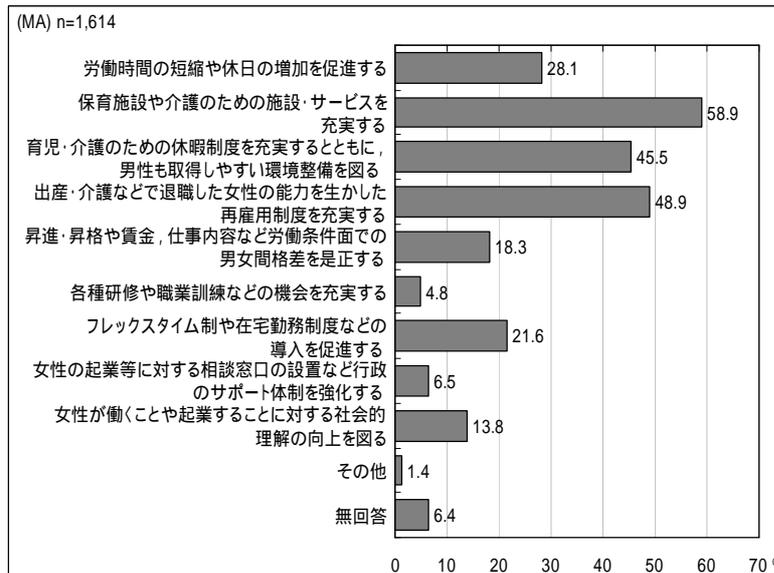
【図 19】雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移（全国）



（出典）平成 22 年版男女共同参画白書

【図 20】女性が働きやすくするために必要なこと（茨城県）

（問）女性が働きやすくするためにはどんなことが必要だと思いますか。



（出典）平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）

現在，社会経済はもとより，あらゆる分野において国際化が進んでいます。

女性の地位向上のための取組は，国際的な取組と歩調を合わせながら推進されてきたものであり，女子差別撤廃条約をはじめとする男女共同参画に関連する各種の条約や国際会議における議論など，国際的な規範や基準が男女共同参画社会の実現に向けた国内の取組推進の大きな原動力となっています。

本県には，筑波研究学園都市をはじめ県内各地域において，外国人が就労や婚姻など様々な目的で在住しており，県内外国人登録者数は，平成21年12月末現在で56,362人で全国第9位となっています【図21，22】。

近年，県内各地域の身近な生活の場面で言葉や文化を異にする外国人と接する機会が増えつつあることから，身近なところから国際化を推進し，外国人が暮らしやすい地域づくりを進めていくことが求められます。また，男女共同参画の視点を持って，国際交流・協力への参画推進やその担い手となる女性の人材育成などの取組を進めていくことが重要です。

【図21】在留資格別外国人登録者数（茨城県）（平成21年12末日現在）

（平成21年12末日現在，単位：人）

在留資格	全国		茨城県	
	登録者数	割合	登録者数	割合
教授	8,295	0.4%	176	0.3%
芸術	490	0.0%	6	0.0%
宗教	4,448	0.2%	72	0.1%
報道	271	0.0%	0	0.0%
投資・経営	9,840	0.5%	176	0.3%
法律・会計業務	161	0.0%	0	0.0%
医療	220	0.0%	5	0.0%
研究	2,372	0.1%	684	1.2%
教育	10,129	0.5%	287	0.5%
技術	50,493	2.3%	650	1.2%
人文知識・国際業務	69,395	3.2%	738	1.3%
企業内転勤	16,786	0.8%	188	0.3%
興行	10,966	0.5%	334	0.6%
技能	29,030	1.3%	535	0.9%
文化活動	2,780	0.1%	161	0.3%
短期滞在	33,378	1.5%	1,793	3.2%
留学	145,909	6.7%	2,323	4.1%
就学	46,759	2.1%	230	0.4%
研修	65,209	3.0%	4,498	8.0%
家族滞在	115,081	5.3%	2,379	4.2%
特定活動	130,636	6.0%	5,688	10.1%
永住者	533,472	24.4%	13,313	23.6%
特別永住者	409,565	18.7%	2,985	5.3%
日本人の配偶者等	221,923	10.2%	7,570	13.4%
永住者の配偶者等	19,570	0.9%	455	0.8%
定住者	221,771	10.1%	9,076	16.1%
未取得者	12,376	0.6%	609	1.1%
一時庇護	30	0.0%	0	0.0%
その他	14,766	0.7%	1,431	2.5%
合計	2,186,121	100.0%	56,362	100.0%

（出典）県国際課調べ

【図22】外国人登録者数の全国上位10都道府県（平成21年12末日現在）

順位	都道府県	人数 (人)	構成比 (%)	対前年増減数 (人)	対前年増減率 (%)
1	東京都	415,098	19.0	12,666	3.1
2	愛知県	214,816	9.8	△13,616	△6.0
3	大阪府	209,935	9.6	△1,847	△0.9
4	神奈川県	173,039	7.9	1,150	0.7
5	埼玉県	123,600	5.7	2,085	1.7
6	千葉県	115,791	5.3	4,563	4.1
7	兵庫県	102,059	4.7	△463	△0.5
8	静岡県	93,499	4.3	△9,780	△9.5
9	茨城県	56,362	2.6	85	0.2
10	京都府	52,998	2.4	△165	△0.3

（出典）県国際課調べ

第2章 基本計画

第2章 基本計画

計画を推進するための基本的方向

基本目標 男女の人権が尊重される社会の構築

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備されてきており、県民の意識も徐々に変わってきています。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的役割分担意識(注1)は依然として根強く残っていることから、そのような意識を解消して多様な生き方への配慮に欠けた社会制度・慣行の見直しを進めていかなければなりません。

そのため、県民一人一人が男女共同参画に関する正しい理解に基づき主体的に取り組める環境づくりや県民の意識改革を進めていきます。

また、男女共同参画社会の形成は、国際的な取組と歩調を合わせた国の施策とともに進められていることから、それらを踏まえた施策の推進に努めます。

さらに、男女間におけるあらゆる暴力の根絶や「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援、メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信についての配慮と理解の働きかけなど、男女の人権が尊重される社会の構築に向けた総合的な取組を推進していきます。

注1 性別による固定的役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男性は仕事、女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

〔現状と課題〕

県民意識調査によると、男女の地位の平等感について、学校教育の場では県民の 55.0% が平等と感じていますが、それ以外の分野（家庭生活，職場，政治の場，町内会・自治会などの住民組織，地域活動，社会通念・慣習・しきたりなど，法律や制度）では不平等感が強くなっています【図 23】。このような不平等感を解消するためには，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることが懸念される社会制度や慣行について男女共同参画の視点から見直しを行っていかねばなりません。

社会制度や慣行の中には性別による固定的役割分担意識を前提とするものが数多く残されており，このことが，男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野で個性や能力を發揮し，多様な生き方を選択することを妨げている場合があります。性別による固定的役割分担意識を持たない県民の割合は徐々に増加していますが，男女間，世代間及び地域間で差異があり，また全国的にみても低い状況にあることから，本県の固定的役割分担意識は未だ根強く残っているといえます【図 24，25】。

このため，家庭，学校，職場，地域など社会のあらゆる分野において，性別による固定的役割分担意識を解消するとともに，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となることが懸念される社会制度や慣行の見直しに向けて，行政と県民・事業者・団体が連携・協働して総合的な取組を進めていくことが重要です。

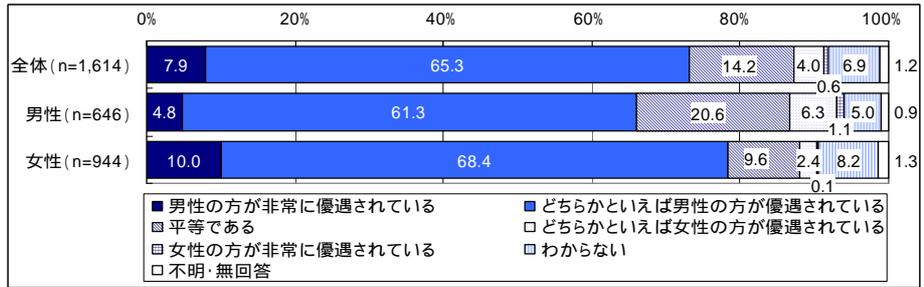
また，男女が個人の個性と能力を十分に發揮して社会のあらゆる分野に参画していくにあたり，人生の各段階でのライフスタイルに応じて主体的に多様な選択を行うことができるようにするため，生涯を通じた学習機会の提供や，女性の能力や活力を引き出すため，女性のエンパワーメント（注2）を促進していくことが重要です。

注2 女性のエンパワーメント

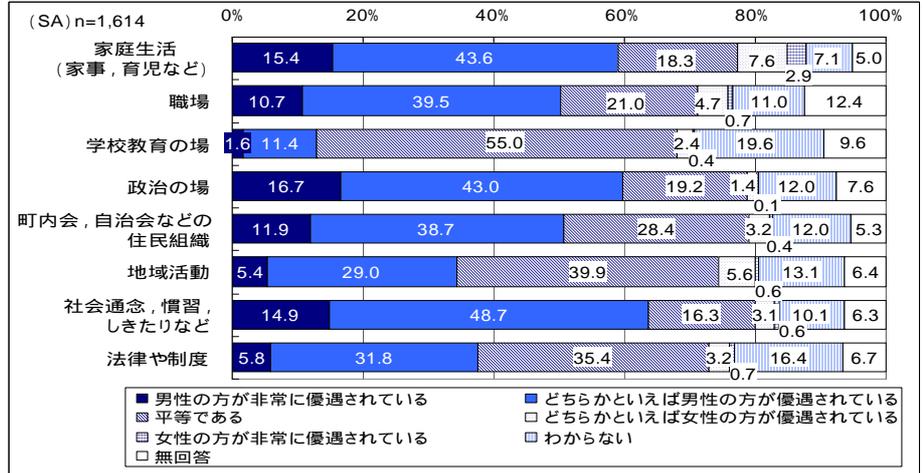
女性が個人として，そして／あるいは社会集団として，意思決定過程に参画し，自律的な力をつけること。

【図 23】男女の地位の平等感について（茨城県）

社会全体で見た男女の地位について



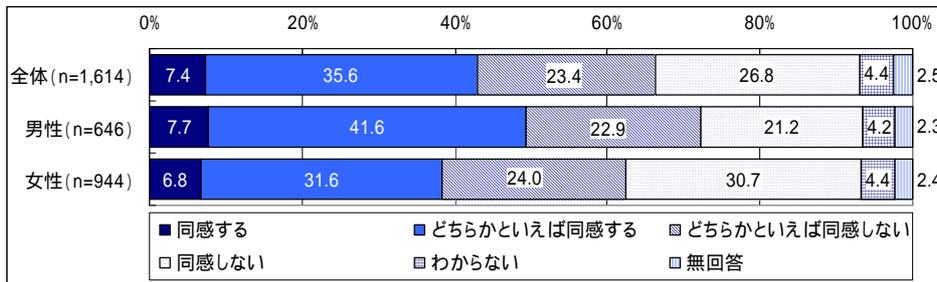
各分野の男女の地位について



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【図 24】性別による固定的役割分担意識（茨城県）

(問)「男性は仕事，女性は家庭」という考えがありますが，あなたはこの考えに同感しますか。



	同感する ('同感する' 又は 'どちらかといえば同感する')	同感しない ('同感しない' 又は 'どちらかといえば同感しない')
全 体	43.0%	50.2%
男 性	49.3%	44.1%
女 性	38.4%	54.7%

< 性別・年代別 >

性別	年代	同感する		同感しない	
		同感する	同感しない	同感する	同感しない
男	20 歳代	43.3%	47.2%	33.3%	59.6%
	30 歳代	47.1%	44.3%	33.9%	55.6%
	40 歳代	36.0%	58.0%	32.3%	59.8%
	50 歳代	48.0%	46.4%	34.3%	61.5%
	60 歳代	60.1%	35.7%	46.7%	48.6%
	70 歳以上	55.9%	35.3%	52.8%	37.9%
女	20 歳代	43.3%	47.2%	33.3%	59.6%
	30 歳代	47.1%	44.3%	33.9%	55.6%
	40 歳代	36.0%	58.0%	32.3%	59.8%
	50 歳代	48.0%	46.4%	34.3%	61.5%
	60 歳代	60.1%	35.7%	46.7%	48.6%
	70 歳以上	55.9%	35.3%	52.8%	37.9%

< 地域別 >

地域	同感する	同感しない
県北地域	45.8%	48.9%
県央地域	40.3%	55.0%
鹿行地域	41.2%	52.4%
県南地域	43.4%	49.2%
県西地域	41.3%	50.0%

(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【図 25】性別による固定的役割分担意識（茨城県と全国の比較）

< 「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合 >

	H16	H17	H19	H21
本 県	-	48.6%	-	50.2%
全 国	48.9%	-	52.1%	55.1%

（出典）本県：茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）
 全国：男女共同参画社会に関する世論調査報告書（内閣府）

【施策の方向 1】性別による固定的役割分担意識にとらわれない男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

1 理念・法制度の周知

県民・事業者・団体（町内会，PTA，青年団体，女性団体，経済団体など）に対し男女共同参画の理念や法制度の周知を進めます。

2 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等

県民が性別による固定的役割分担意識を主体的に解消し，社会制度・慣行を見直すことができるよう，男女間，世代間及び地域間での意識の差異を踏まえた効果的な意識啓発や情報提供を推進します。

3 事業者・団体・関係機関との連携・協働

事業者・団体・関係機関との連携・協働による意識啓発を推進します。

4 全庁的取組の推進

県の関係各課が連携を強化し，全庁的に男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しに向けた取組を推進します。

【施策の方向 2】男女共同参画の視点に立った相談事業の推進

1 相談助言等の推進

家庭，地域，職場などにおける悩みや，再就職，起業，地域活動などへのチャレンジについて，関係機関と連携して相談助言や情報提供を推進します。

2 苦情・意見への対応

茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営し，県民及び事業者からの男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項について苦情その他の意見の申出を適切かつ迅速に処理します。

3 被害者支援機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター，警察などの被害者の保護にかかわる関係機関の連携強化を図ります。

【施策の方向3】男女共同参画に関する調査・情報提供

1 各種調査の実施

男女共同参画に関する県民意識や地域の様々な分野における男女共同参画の実態を把握するための調査を進めます。

2 各種情報の収集・提供

地域における男女共同参画に関する情報，女性の人材情報，個人・事業者・団体の先進的な取組事例などの収集・提供を推進します。

【施策の方向4】地域社会における男女共同参画を推進する教育・学習の充実

1 生涯を通じた学習機会の提供

男女の多様な生き方を選択できるようにするため，生涯を通じ意欲に応じて自由に学習機会を選択できるようにするとともに，人生の各段階での希望に応じたライフプランニングや能力開発を支援します。

2 エンパワーメントのための女性教育の充実

女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する力をつけるための女性教育・学習活動を充実します。

3 リカレント教育の推進

就業や社会活動などの社会参画の拡大や子育てと仕事の両立を図るため，学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われるリカレント教育（注3）を推進します。

4 男女平等教育プログラムの充実

社会教育における男女平等教育プログラムを充実します。

5 社会教育関係者研修の実施

社会教育関係者に対して人権の尊重や男女共同参画社会に関する正確な理解を促進するための研修を推進します。

注3 リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して学校教育の修了後いったん社会に出た後に行われる教育であり，職業から離れて行われる再教育のみならず，職業に就きながら行われる教育も含まれます。

重点課題 2 男女共同参画の視点からの国際的協調の促進

〔現状と課題〕

男女共同参画の推進に向けた取組は、国際婦人年（昭和 50 年）以降、国連の掲げる「平等・開発・平和」の目標のもとに進められている女性の地位向上に向けた取組などの国際的な動きと連動するかたちで行われています。

本県としても、茨城県男女共同参画推進条例の基本理念である「国際的協調」に沿って、国際的な連携、協力の下に、女子差別撤廃条約（注 4）をはじめとする男女共同参画と関連の深い各種の条約、「北京宣言及び行動綱領」、女性 2000 年会議で採択された「政治宣言」・「成果文書」や国際会議における議論などの女性の地位向上のための国際的な規範や基準の周知とそれらに対する国の動向を踏まえた施策を推進していく必要があります。

注 4 女子差別撤廃条約（正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」）

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979 年の第 34 回国連総会において採択され、1981 年に発効しました。2008 年 2 月現在の締約国数は 185 か国。日本は 1980 年に署名、1985 年に批准しました。

【施策の方向 1】男女共同参画に関する国際的動向の理解促進

1 国際的規範・基準を踏まえた施策の推進

女性の地位向上のための国際的な規範や基準の周知とそれらに対する国の動向を踏まえた施策の推進に努めます。

2 国際情報の収集・提供

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や現状について、情報収集と提供を行います。

重点課題3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

〔現状と課題〕

県民意識調査によると、配偶者や恋人など（以下「配偶者など」という。）から殴られたり、大声でどなられたりなどの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性 18.6%、男性 4.3%という結果になっています。また、配偶者などからの暴力（注5）に対する相談件数は年々増加しています【図 26～28】。

配偶者などからの暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。外部の発見が困難な家庭内や親密な間柄で起こることから潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があるため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。また、多くの場合、その被害者は女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者などが暴力を加えることは重大な人権の侵害であり、「男女の人権の尊重」を掲げる男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。配偶者などからの暴力の根絶に向けて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「配偶者暴力防止法」という。）及び「茨城県DV対策基本計画」（平成 21 年 3 月改定）に基づき、実効性ある取組を進めていく必要があります。

また、暴力などによる人権侵害には、配偶者などからの暴力のほかにも、セクシュアル・ハラスメント（注6）、性犯罪、ストーカー行為等、売買春、人身取引（注7）など様々な形態があります。これらの行為も潜在化しがちであり、社会の理解も不十分で個人的問題として矮小化されることもあることから、多くの人々にかかわる社会問題であること、性別による固定的役割分担意識、経済力の格差、上下関係など男女が置かれている状況などに根ざした構造的問題として把握し、対処していくことが必要です。

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けて、男女の人権尊重や暴力の予防と根絶についての社会認識の徹底を図るとともに、暴力の様々な形態に応じた防止対策、被害者支援などの取組を総合的に推進していく必要があります。

注5 配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス，DV）

配偶者からの暴力について、配偶者暴力防止法の定義では、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力などを受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力などを含むものとされています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合があります。ここで、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」や「DV」は、法令などで明確に定義された言葉ではありません。

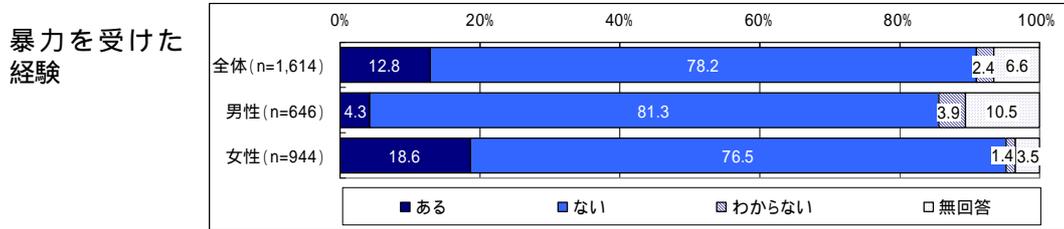
注6 セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。

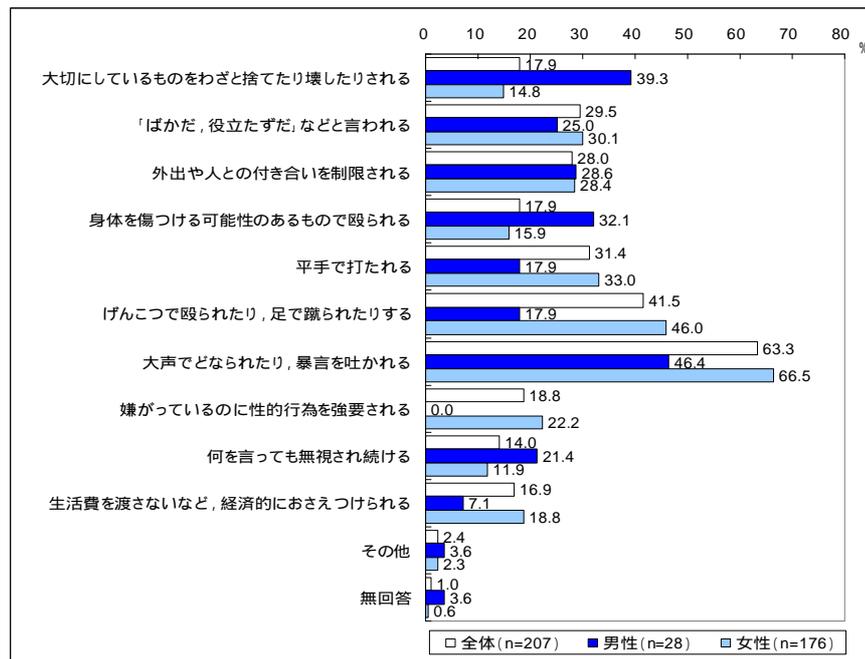
注7 人身取引

他人を売買させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を獲得し、輸送し、引き渡し、収受するなどの行為をいいます。

【図 26】配偶者（元配偶者も含む。）や恋人から暴力を受けた経験のある人の割合（茨城県）



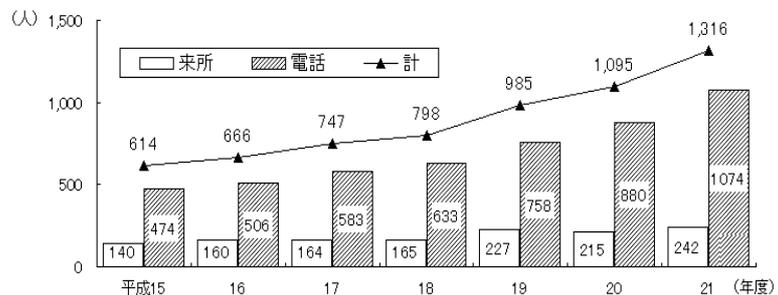
暴力の内容



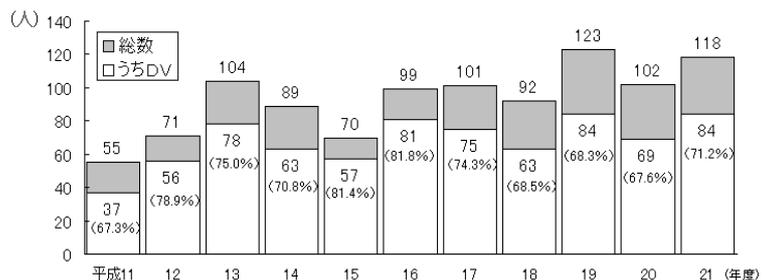
(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【図 27】婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）における DV 相談及び一時保護状況（茨城県）

婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）における DV 相談件数の推移

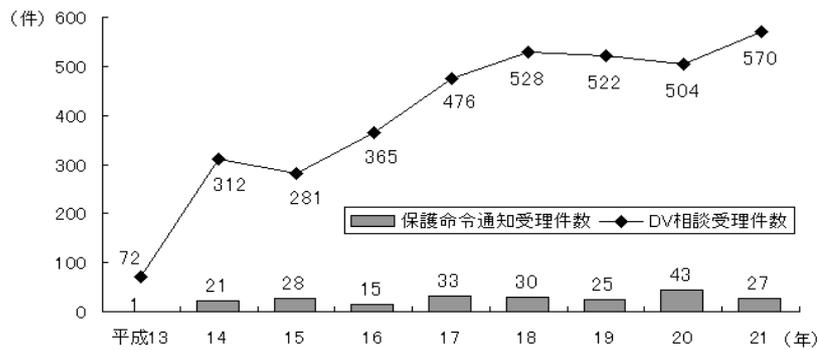


婦人相談所（配偶者暴力相談支援センター）における一時保護状況の推移



(出典) 県子ども家庭課調べ

【図 28】警察本部における DV 相談受理件数及び保護命令通知受理件数の推移（茨城県）



（出典）県警察本部子どもと女性の安全対策室調べ（各年 12 月末現在）

【施策の方向 1】男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

1 暴力の根絶に向けた意識啓発

男女間におけるあらゆる暴力の根絶についての社会的認識の徹底を図るための意識啓発を推進します。また、その際、若年層を対象とした意識啓発に留意します。

2 被害者相談・支援体制の充実

被害者の精神的負担に配慮した相談、カウンセリングの充実や相談員の資質向上などを進め、被害者が相談しやすい体制を充実します。

3 暴力の発生を防ぐ環境づくり

防犯対策の強化や犯罪情報・防犯情報の提供など暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めます。

4 捜査体制・取締りの強化

性犯罪、ストーカー行為等、売買春、人身取引などの様々な暴力の形態に応じて被害者の精神的負担に配慮した迅速かつ適切な対応に努めるとともに、捜査体制や取締りを強化します。

5 被害者保護機関の連携強化

配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、警察本部、児童相談所などの被害者の保護にかかわる関係機関の連携強化を図ります。

【施策の方向 2】配偶者などからの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

1 DV被害者への総合的対策の推進

配偶者暴力防止法及び茨城県 DV 対策基本計画に基づき、関係機関との連携協力により、配偶者などからの暴力の被害者への総合的な対策（被害者の相談、保護、自立支援など）を推進します。

【施策の方向3】セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 事業者に対する意識啓発

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に基づき事業者に対する防止対策などの意識啓発を図ります。

2 雇用以外の場における防止の取組

地域社会、学校、医療・社会福祉施設など雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けた取組を推進します。

〔現状と課題〕

男女が心身及び健康について正確な知識・情報を入手し、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上で重要です。

特に、女性は、妊娠、出産をする可能性もあり、男性とは異なった生涯を通じた健康上の問題に直面することに男女とも留意する必要があります。

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口/開発会議においても、「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」(注8)に関し、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを求められたところであり、このことについては、平成7年(1995年)の第4回世界女性会議で我が国を含め採択した行動綱領においても、女性の人権として確認されたところです。また、国連特別総会「女性2000年会議」において、「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」が採択され、その中で、男女の力関係が平等でないことや、女性の健康を守るニーズに関する男女のコミュニケーションや理解が欠如していることが障害となって、女性の健康が脅かされていると指摘されています。

このため、「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」に配慮し、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、すべての女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組を推進する必要があります。

注8 「性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」

平成6年(1994年)にカイロで開催された国際人口/開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)」とは、平成6年(1994年)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

「性と生殖の権利(リプロダクティブ・ライツ)」とは、「性と生殖の健康(リプロダクティブ・ヘルス)を得る権利」とされています。

なお、妊娠中絶に関しては、「妊娠中絶に関わる施策の決定または変更は、国の法的手順に従い、国または地方レベルでのみ行うことができる」ことが明記されているところであり、我が国では、人工妊娠中絶については刑法及び母体保護法において規定されていることから、それらに反し中絶の自由を認めるものではありません。(内閣府男女共同参画局ホームページ及び国の男女共同参画基本計画(第2次)から抜粋)

【施策の方向1】生涯を通じた女性の健康に関する意識の浸透

1 県民への意識の浸透

「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に関し、県民への意識の浸透を図ります。

2 女性の健康教育及び健康相談の推進

女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育及び健康相談を推進します。

【施策の方向2】女性の健康の保持・増進への支援

1 女性により望ましい総合的医療の普及

県内病院に対する女性専門外来の普及啓発など、女性により望ましい総合的な医療の普及を図ります。

2 妊産婦等が医療機関にかかりやすい環境の整備

次の世代を担う健やかな子どもを生ま育てられるよう、母性保護と母子保健の増進を図るため、妊産婦及び乳幼児などが医療機関にかかりやすい環境を整備します。

3 周産期救急医療体制の充実

妊娠・出産に関する安全性を確保するため、周産期における母子や新生児に対する救急医療体制の充実を図ります。

4 検診、相談、検査等の充実

乳がんの早期発見や子宮がんの早期発見・予防、骨粗鬆症の予防、エイズ、性感染症などの正しい知識の周知、相談、検査の充実を図ります。

5 薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用による健康被害などについて、正しい知識の周知徹底と防止対策を推進します。

〔現状と課題〕

情報化が進展する中で、新聞、書籍、テレビ、ラジオ、映画、インターネットなど多様なメディアからの様々な情報は、県民の意識の形成に大きな影響を与えています。

メディアを通じて、男女共同参画の視点に立った幅広い情報が提供・発信されることによって、より多くの県民に男女共同参画社会についての理解を促し意識を高めることが期待できます。

しかしながら、メディアにより、性別に基づく固定観念にとらわれた表現や、女性の性的側面のみを強調したり、女性に対する暴力を無批判に取り扱った情報が伝達されれば、県民の意識に影響を与え、性別による多様な生き方の可能性を狭めたり、女性に対する暴力の容認や性暴力の誘発を招く場合があり、男女共同参画を阻害する要因の一つになることが考えられます。

男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府，平成 21 年 10 月調査）によると、メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思う人の割合は 80.0%となっています。どのような点で問題があるかについては、「そのような表現を望まない人や子どもの目に触れている」（63.0%）、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」（59.4%）、「児童に対する性犯罪を助長する」（51.1%）、「女性の性的側面を過度に強調するなど、女性の人権が侵害されている」（41.7%）などとなり【図 29】、表現される側の人権や、性暴力や不快な表現に接しない自由が十分に配慮されなければなりません。

このような問題を解決するため、メディアに対して、表現の自由を尊重しつつ、男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信について配慮と理解を働きかける必要があります。

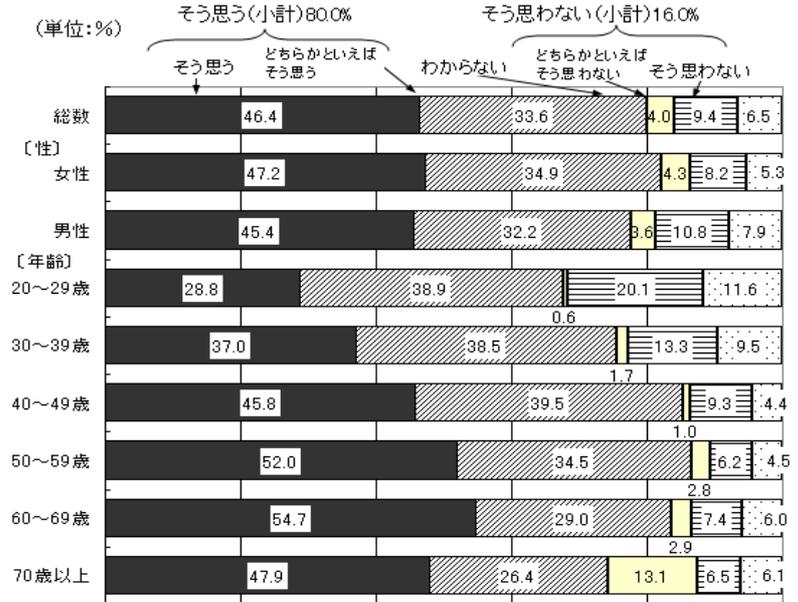
さらに、メディアと個人、個人と個人の間でやり取りされる膨大な情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディア・リテラシー（注 9）の向上のための支援を行っていく必要があります。

注 9 メディア・リテラシー

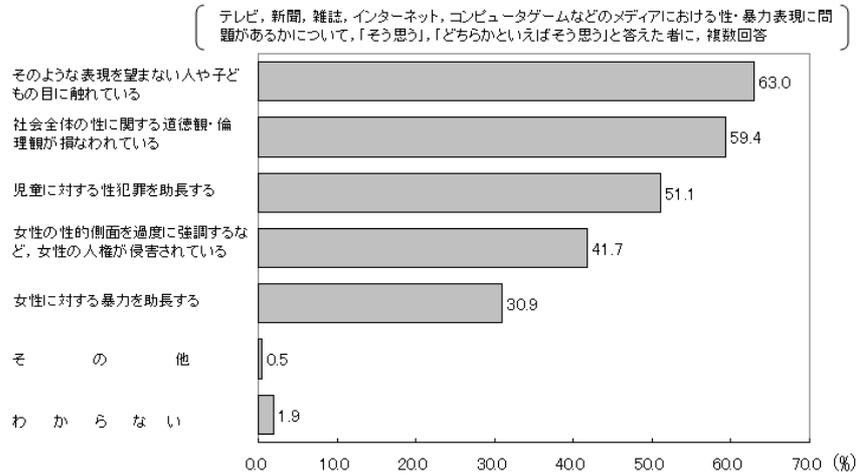
メディアを選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

【図29】メディアにおける性・暴力表現に関する意識について（全国）

メディアにおける性・暴力表現に問題はあるか



メディアにおける性・暴力表現による問題点



(出典) 男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府,平成21年10月調査)

【施策の方向1】メディアに対する男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信への働きかけ

1 メディアに対する普及啓発

男女共同参画の視点に立った情報の提供・発信や性別にとらわれない多様な生き方の表現についての積極的な取組について、メディア関係事業者などに対し、普及啓発や協力の呼びかけを行います。

2 男女共同参画の視点に立った県情報の発信

県で発信する情報・刊行物を通じて、男女共同参画の視点に立った情報発信を行います。

【施策の方向2】情報を活用できる能力（メディア・リテラシー）の向上の促進

1 メディア・リテラシー向上のための意識啓発等

県民に対するメディア・リテラシーの向上のための意識啓発や学習機会の提供を推進します。

2 学校における情報教育の推進

学校教育において情報教育を推進し、インターネットをはじめ様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。

基本目標 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が男女共同参画の視点を持って主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができる環境が整備されなければなりません。

その際、物事が決定された後に参加するのではなく、政策の立案や方針決定をする過程にも男女が責任を持って共にかかわり意見や考え方を反映させることができるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画を促進する必要があります。

家庭、地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画を推進するためには、男性の理解を促進する必要があることから、男性の固定的役割分担意識からの脱却や長時間労働の抑制などの働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動などへの参画促進について男性に対する意識啓発や支援、事業者・団体への働きかけを進めます。

また、子どもが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を發揮できるように育てていくため、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進します。

さらに、地域における男女共同参画を一層推進するため、県民・事業者・団体が、男女共同参画の視点を持って地域の様々な課題を解決するための取組を促進します。

〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に個性と能力を発揮して、社会のあらゆる分野に参画するとともに、特に、政策や方針の決定の場に男女が共同参画し、意見や考え方を反映させていくことが重要です。

近年、社会の様々な場への女性の参画が進んでおり、本県においても、初の女性市長、女性副知事が誕生するなど、政治や企業、官公庁の政策・方針決定の場で女性が活躍するようになってきました。

しかしながら、指導的地位に女性が占める割合が未だ低く、女性の意見や考えを十分に反映しているとはいえない状況にあります【図 30～34】。中でも、本県の審議会等における女性委員の割合については、平成 21 年度末現在で 30.4%となっており、平成 12 年度末現在 22.6%から 7.8 ポイント上がりましたが、未だ全国平均を下回っていることから、女性委員の登用促進に向けた取組の一層の強化が課題となっています。

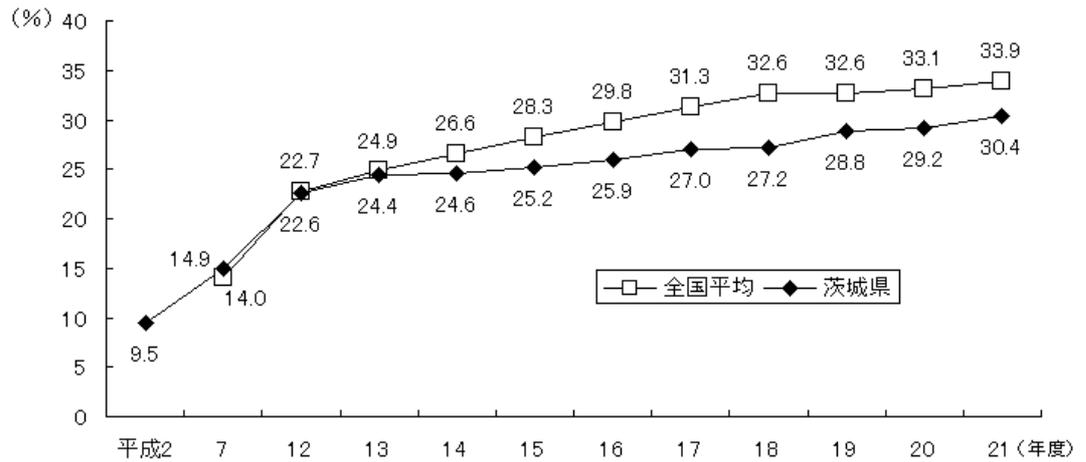
今後、社会のあらゆる分野の政策・方針決定過程への女性の更なる参画に向けて、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）（注 10）をはじめとする様々な取組について、県が率先して進めていくとともに、市町村・事業者・団体のトップ層に対する働きかけや支援を推進していくことが必要です。

また、関係機関や地域団体と連携をしながら、地域の抱える様々な課題解決に向けて実践的な行動ができる人材の育成や掘り起こしを一層進めていくとともに、そうした人材に対して新たな社会参画をするための機会を提供していくことが必要です。

注 10 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

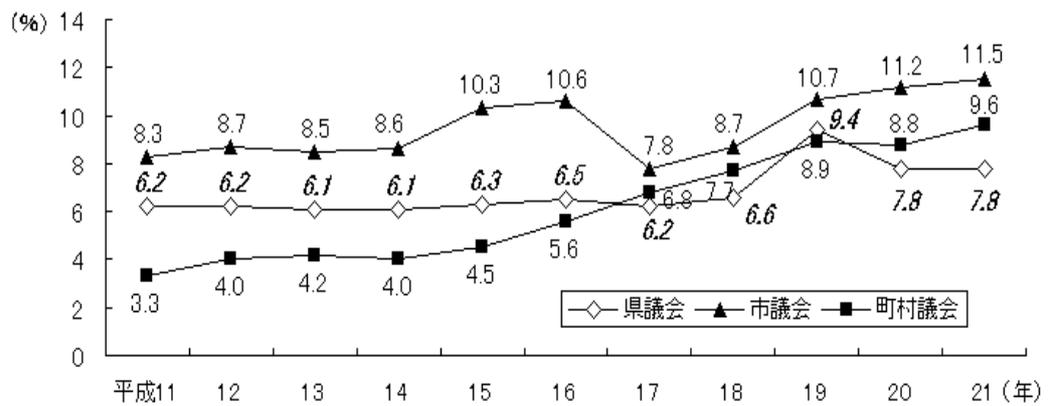
様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

【図 30】目標の対象である審議会等における女性委員割合の推移（茨城県及び全国平均）



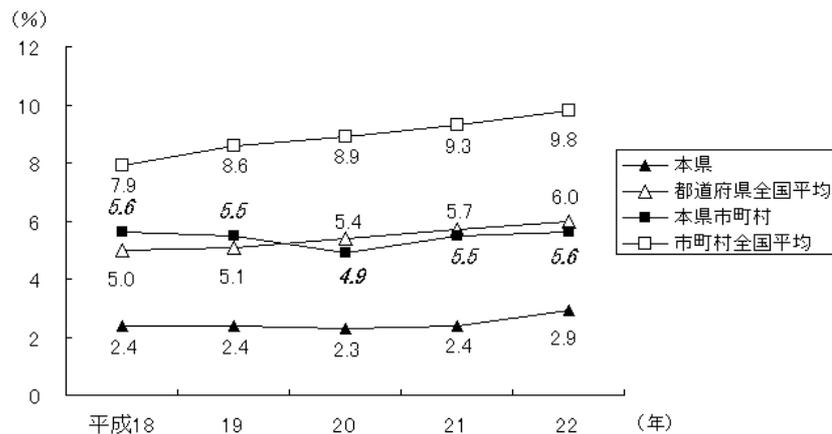
（出典）「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府男女共同参画局）（各年原則3月31日現在）より作成

【図 31】県及び市町村議会における女性議員の割合の推移（茨城県）



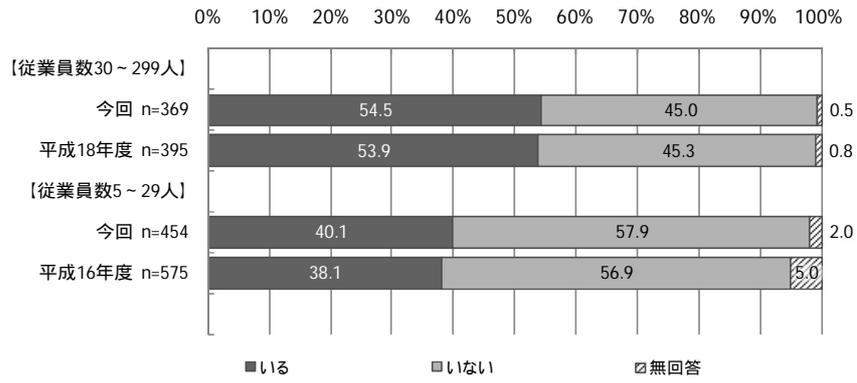
（出典）「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府男女共同参画局）（各年12月31日現在）より作成

【図 32】公務員の女性管理職（本庁課長相当以上）の割合



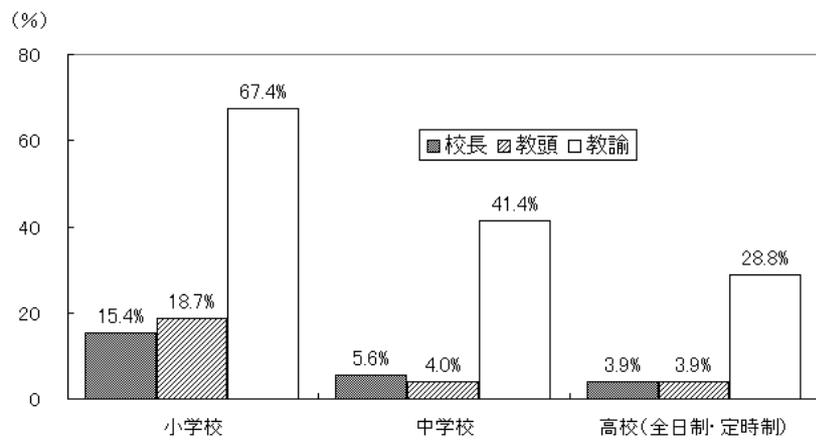
（出典）「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（内閣府男女共同参画局）（各年原則4月1日現在）より作成

【図 33】女性管理職がいる民間企業の割合（茨城県）



（出典）平成 21 年男女共同参画推進状況調査報告書（県女性青少年課）

【図 34】教員の女性管理職の割合（茨城県）



（出典）学校基本調査（県統計課）（平成 22 年 5 月 1 日現在）

【施策の方向1】県における政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 県審議会等への女性の参画促進

県審議会等への女性の参画促進に向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組み、女性委員割合の目標値を設定し、その達成に向けて推薦団体への協力要請や職務指定の見直しなどを進めます。

2 意識啓発、女性の人材育成等

政策・方針決定過程への女性の参画に向けた意識啓発や人材育成、掘り起こしを進めるとともに、女性の人材情報の提供を充実します。

3 女性県職員の職域拡大・管理職の登用促進

女性の行政職員、教職員、警察職員などの職域拡大や管理職への登用を積極的に進めます。

4 女性の県政への提言などの機会の充実

女性の県政に対する関心を高めるとともに、その意見、提言を聴く機会の充実を図ります。

【施策の方向2】市町村における政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 市町村への働きかけ・支援

市町村における審議会委員などへの女性の参画促進や女性職員の職域拡大・管理職への登用が進むよう働きかけや情報提供などの支援を行います。

【施策の方向3】事業者・団体における女性の参画促進

1 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）推進に向けた働きかけ

事業者・団体に対し、女性の管理職や役職への登用促進などの積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に向けた取組について働きかけを行うとともに、先進的取組や指導的地位に立って活躍している女性のロールモデル（注11）などの情報の収集・提供を充実します。

2 女性の意識啓発等

女性に対して指導的地位に立つための意識啓発や支援を充実します。

注11 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考となる事例をいいます。

〔現状と課題〕

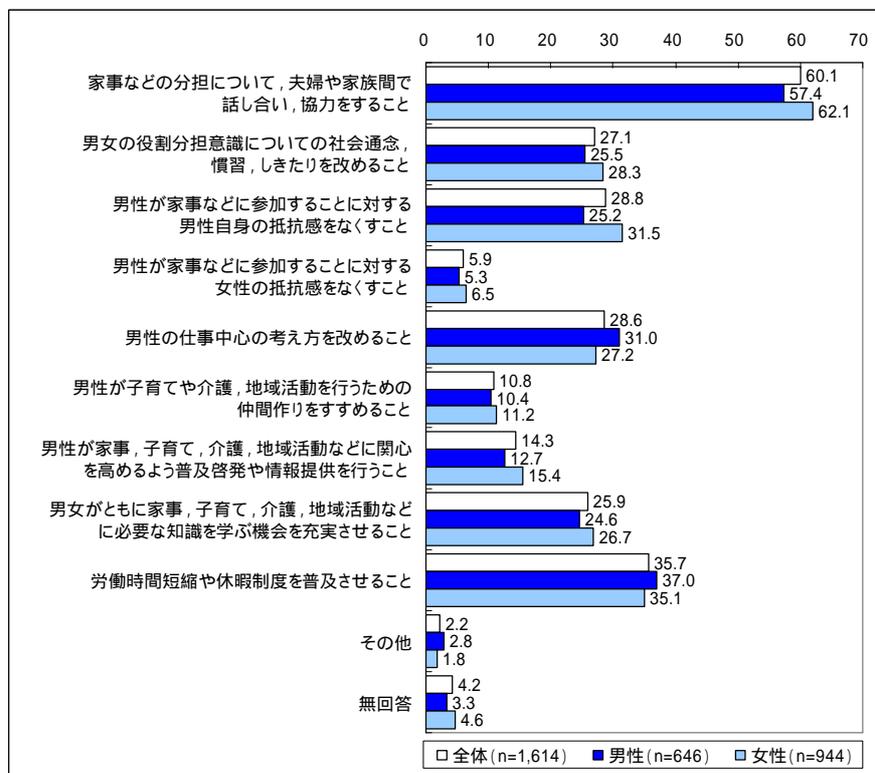
多様な生き方を尊重し、すべての人が家庭、地域、職場などあらゆる場面で活躍できる社会にするためには、男女共同参画を男性の視点から捉えることは不可欠です。

県民意識調査によると、性別による固定的役割分担意識は女性より男性の方が強く持っていることが分かります【図 24 (p24)】。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や身近な地域における取組などを推進するためには、そのような男性の固定的役割分担意識からの脱却や長時間労働の抑制などの働き方の見直し、男性の家事・育児や地域活動などへの参画促進について男性の理解を深めていく必要があります。

また、県民意識調査によると、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「家事などの分担について、夫婦や家族間で話し合い、協力をする事」(60.1%)が最も高く、次いで「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(35.7%)、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」(28.8%)、「男性の仕事中心の考え方を改めること」(28.6%)などという結果になっています【図 35】。

このようなことを踏まえ、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任の理解促進や家庭・地域などへの男性の参画を重視した広報・啓発や学習機会の充実などの支援

【図 35】男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと(茨城県)



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書(県女性青少年課)

【施策の方向1】男性の家庭や地域への参画に向けた意識啓発，支援

1 男性の理解促進・意識啓発

男性にとっての男女共同参画の意義についての理解を促進するとともに，男性の性別による固定的役割分担意識の解消や男性の仕事優先の考え方の見直し，家事，育児，介護などの無償で行われている労働を適正に評価して男女が分担し合うことなどについて意識啓発を行います。

2 男性の子育てや介護，地域活動への参加支援

男性の子育てや介護，地域活動などへの参加を支援するため，男性に対する相談助言やセミナーを実施するとともに，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や子育て，地域活動などを実践している男性のロールモデルの収集・提供を充実します。

【施策の方向2】事業者・団体に対する働きかけの推進，県の率先的な取組

1 事業者・団体のトップへの働きかけ

男性が地域社会へ参画し男女共同参画を実現するため，長時間労働の抑制，仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス），育児・介護休業制度などの両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりについて事業者・団体のトップ層への働きかけを推進します。

2 管理職，役員に対する意識啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や育児，介護，地域活動などの実践について事業者・団体・学校などの管理職，役員に対する意識啓発を行います。

3 男性県職員の育児休業等の取得促進

男性県職員に対し，配偶者の出産にかかわる支援や育児参加を促進するため，子どもの出産前後における休暇及び育児休業の取得促進を図ります。

4 県職員の時間外勤務の縮減

県職員の時間外勤務の縮減を進め，育児，介護，自己啓発，ボランティアなどのための休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくりに努めます。

重点課題 3

子どもにとっての男女共同参画

〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現するためには、子どもの頃から男女共同参画についての正しい理解や自立の意識を持つことが大切であり、そのためには、学校や家庭における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

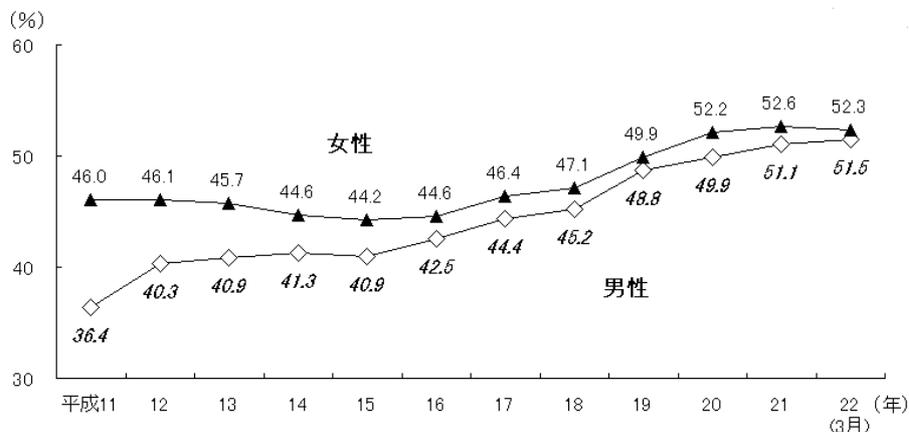
学校教育においては、「平等」と感じる者の割合は、他の分野に比べて相対的に高い結果となっています【図 23 (p24)】。引き続き、日本国憲法及び教育基本法の精神に基づき、発達段階に応じて、人権の尊重や男女平等に関する教育の充実に努めるとともに、子どもたちが将来を見通した自己形成を行い、個性と能力を発揮できるようになるための指導を充実していく必要があります。

女性の大学等進学率をみると男性より高くなっていますが、女性の進学割合が理工系分野で低く、専攻分野にも男女の偏りが見られることから【図 36, 37】、進路指導・就職指導やキャリア教育などを通じて、男性向け・女性向けとされる職種にとらわれることなく主体的に進路選択を行えるよう、職業意識を醸成していくことが重要です。

また、男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理を行うための健康教育や性教育を推進していくことが重要です。

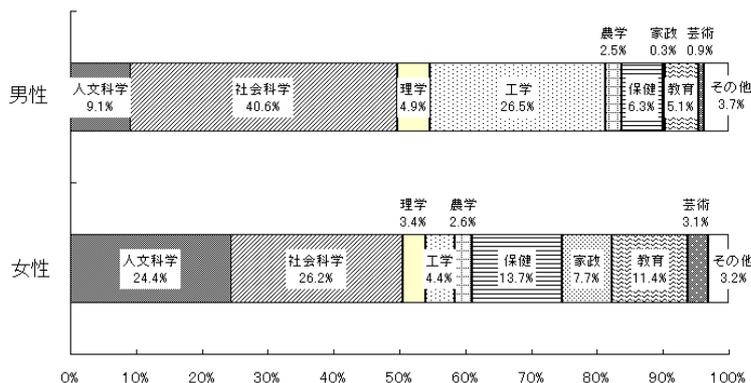
さらに、子どもの頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしていることから、子どもに対して性別による固定的役割分担意識を持たせるようなしつけや子どもに影響を与える親の意識、生活態度を見直すよう働きかけを進めていく必要があります。

【図 36】高等学校卒業者の大学等進学率の推移（茨城県）



(出典) 学校基本調査 (県統計課) (各年 5月1日現在)

【図 37】高等学校卒業者（平成 22 年 3 月）の大学進学者の学部別比率（茨城県）



(出典) 県教育庁総務課調べ

【施策の方向1】子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

1 子ども、若い世代に対する意識啓発

子どもや若い世代に対し、男女共同参画の理解促進や意識啓発を推進します。

2 学校教育の充実

児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて、社会科、家庭科、道徳、特別活動など学校教育全体を通じた指導の充実を図ります。

3 進路指導・就職指導の推進

性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、児童生徒が自ら生き方を考え、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるための進路指導、就職指導を推進します。

4 キャリア教育の推進

男女共同参画の視点に立ち、将来の生き方を考え、自らの個性を生かし、自らの希望にあった進路を選択できる能力や勤労観・職業観を身に付けることができるよう、ライフコースを見通した総合的なキャリア教育を推進します。

5 科学への関心を高める授業の充実

理工系分野などへの女性の進学や進出を促進するため、児童生徒が科学への関心を高めるための授業の充実を図ります。

6 健康教育及び性教育の推進

男女が健康状態や性差に応じて適切に自己管理できるよう、学校における健康教育及び発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

7 国際理解教育の推進

国際化が進む中で、広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進します。

8 教職員研修の実施

児童生徒に対する人権尊重や男女共同参画社会についての正しい教育・指導を促進するため、教職員に対する研修を推進します。

9 家庭教育の推進

男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。

10 家族のきずななどの重要性の意識啓発

家族のきずな、家庭の養育力の重要性についての意識啓発を図ります。

【施策の方向2】子どもに関する相談支援体制の整備

1 子どもや親に対する相談体制の充実

子どもや親が気軽に相談できるよう電話相談などの相談体制の充実を図ります。

2 学校における相談支援体制の充実

不安や悩みを抱える児童生徒を支援するため、スクールカウンセラーの設置の促進など、学校における相談支援体制の整備・充実を図ります。

3 被害少年、保護者への支援

少年サポートセンターを中心に被害少年や保護者を支援します。

〔現状と課題〕

福祉，教育，環境，防災，産業振興などの様々な地域課題に対応するため，行政をはじめ，県民・事業者・団体が様々な取組を行っています。地域や地域に住む人々の課題をよりよいかたちで解決していくためには，これらの取組において，男女共同参画の意識を持って多様な人材を生かし，多様な視点を導入していくことが必要です。しかしながら，社会の各分野における不平等感が存在し，性別による固定的役割分担意識も根強く残っていることから，地域の課題解決に向けた取組においても，男女共同参画の重要性が十分認識されているとはいえない状況にあります。

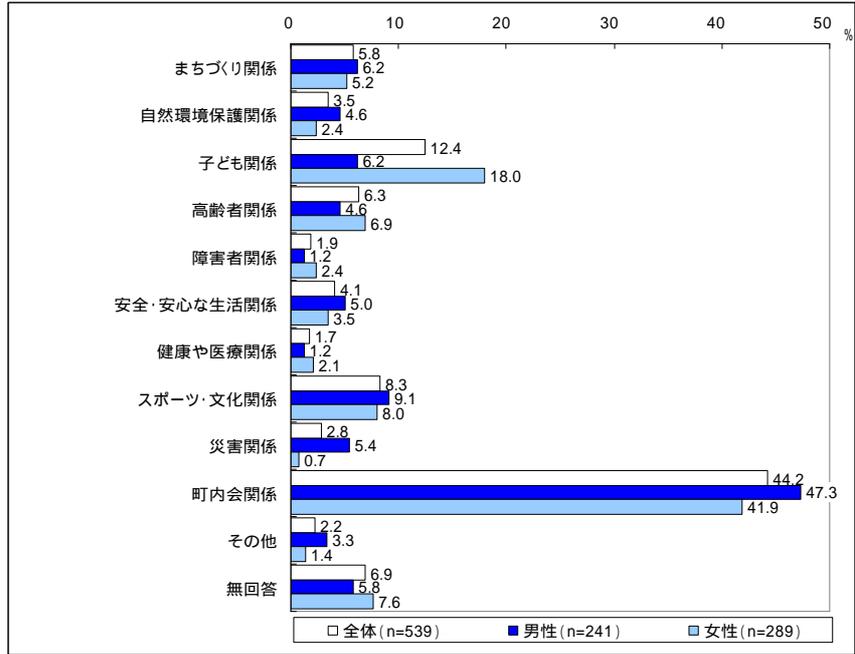
そのため，地域における男女共同参画を一層推進するため，これまでのような男女共同参画の理念の普及や社会参画を促進するための知識習得・意識啓発を更に進めていくことに加えて，地域の様々な課題の解決に向けて，男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう，県民・事業者・団体に対して働きかけや活動促進のための支援を進めていく必要があります。

県民意識調査によると，地域活動をしている県民は 33.4%となっており，また，地域活動について 39.7%の県民が「今後，地域活動をしたいと思うが，現在はそれに向けた準備はしていない」と考えていることから【図 38】，県民が希望する地域活動に取り組むことができるよう，地域活動を希望する県民の抱える課題やニーズに応じた実践的な相談助言や情報提供を進めていく必要があります。

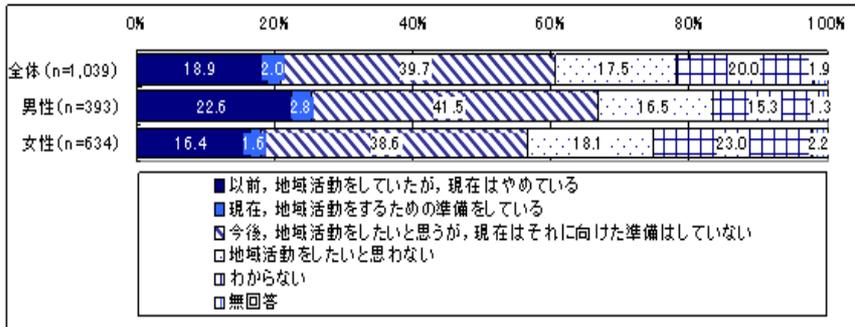
【図 38】地域活動について

地域活動をしている県民の割合 33.4% (男性 37.3% 女性 30.6%)

地域活動をしている
人の活動内容(分
野)



地域活動をするこ
とについて



(出典) 平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書 (県女性青少年課)

【施策の方向1】地域における課題解決のための実践的活動の推進

1 県民・事業者・団体等への働きかけや支援

地域課題（福祉，教育，環境，防災，産業振興，科学技術，まちづくり，観光，国際交流・協力など）を解決していくにあたり，男女共同参画の視点を持って実践的な活動を進めていくよう，県民，事業者，団体及び関係機関に対して働きかけるとともに，活動促進のための支援を推進します。

2 地域ネットワークの強化による相談助言・情報提供の推進

県の男女共同参画拠点施設である女性プラザ男女共同参画支援室と市町村，団体及び関係機関とのネットワークを強化し，男女が共に地域活動に参画して，地域の課題解決や実践的活動に取り組むための相談助言やセミナーの開催，先進事例やノウハウなどの情報提供を推進します。

3 県事業との連携・協働

県が実施する事業の連携・協働先である事業者や団体に対して，男女共同参画の視点を持って実践的な取組を行うよう周知を図ります。

【施策の方向2】人材の育成と地域活動への支援

1 実践的活動ができる人材の育成

男女共同参画の視点を持ち，地域の課題解決に向けた実践的活動ができる人材を育成します。

2 女性リーダー，女性の人材育成

地域の課題を解決するにあたり，地域活動の計画づくりや円滑な運営を行うことができる幅広い視野を持つ女性リーダー，女性の人材を育成します。

基本目標

多様な働き方を可能にする環境 の整備

就業は、人々の生活の経済的基盤を形成するとともに自己実現につながるものであり、男女共同参画社会の実現にとって、この分野は極めて重要な意味を持っています。働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりは、男女の基本的人権に深くかかわるとともに、少子化が進行し労働力不足が懸念される現状において、多様な人材の活躍を促し、経済社会の活力の源となるものです。

そのため、就職・再就職、継続就業、キャリアアップ、起業など、男女の生涯にわたる雇用・就業に係る支援を進めていくとともに、雇用の場における男女平等の確保や、価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方を選択可能にするなど、男女が意欲を持って就労し男女の能力発揮を促進するための環境づくりを推進します。

また、多様な生き方を選択できるようにするとともに、個人の就労による経済的自立と健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を推進します。

農林水産業の分野において男女共同参画を推進するにあたっては、性別による固定的役割分担意識の解消や、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、起業活動の推進などにより主体的に経営参画する女性の育成を図ります。また、家族経営協定の推進などにより、女性の適正な労働評価と労働環境の整備を支援します。

〔現状と課題〕

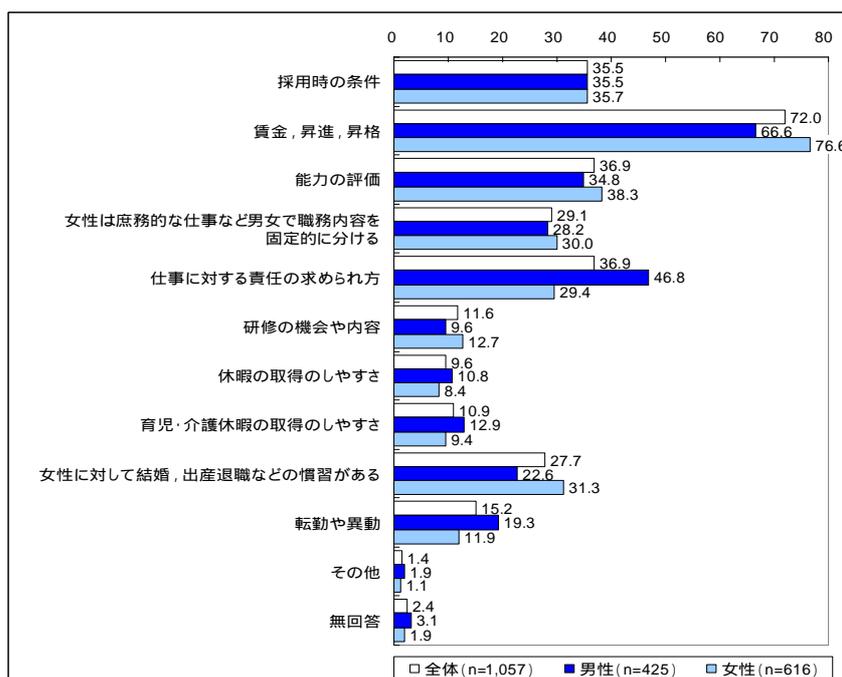
県民意識調査の結果から、職場における男女の地位の平等感については、21.0%が平等と感じていますが、全国の24.4%よりも低くなっています。また、平等でないと思う主な内容としては、「賃金、昇進、昇格」、「能力の評価」及び「仕事に対する責任の求められ方」となっています【図23(p24), 図39】。さらに、本県が実施した平成21年男女共同参画推進状況調査によると、県内の従業員規模が30人以上300人未満の中小企業において女性管理職が「いる」と回答した事業者は54.5%、「いない」と回答した事業者は45.0%となっており、女性管理職がない理由としては「十分な経験、能力を有する女性がない」が68.1%で最も多くなっています【図40】。

このような状況を踏まえ、事業者における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の促進をはじめ、男女の均等確保が実現され、意欲と能力のある女性が活躍できる環境づくりに向けた一層の取組を進めていくためにはトップの意識改革が必要です。

また、働き方の多様化が進む中で、労働者が価値観やライフスタイルに応じて多様な働き方が選択できるようにすることは女性が能力を発揮する上で重要です。とりわけ育児期等にある男女が、職業生活を完全に中断することなく、家族的責任との両立を図りながら職業生活を継続できるよう、多様な働き方を柔軟に選択できる環境整備について事業者に対する働きかけや支援を進めていく必要があります。

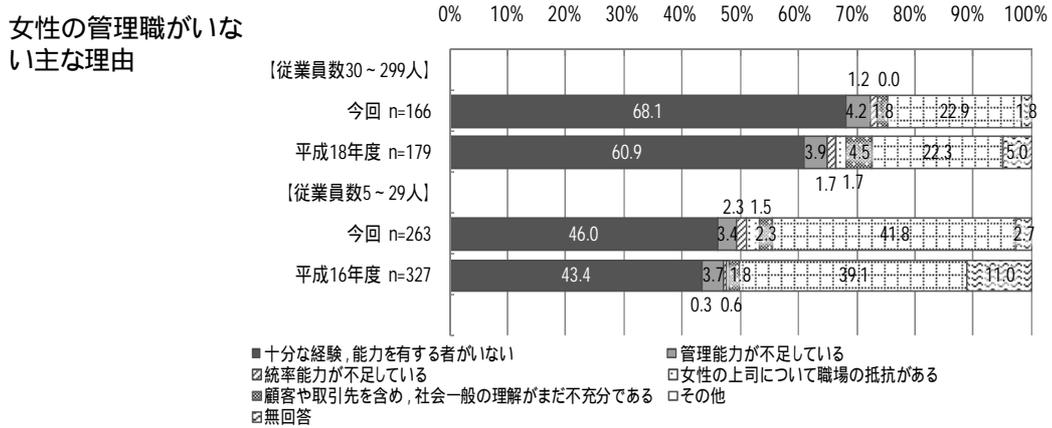
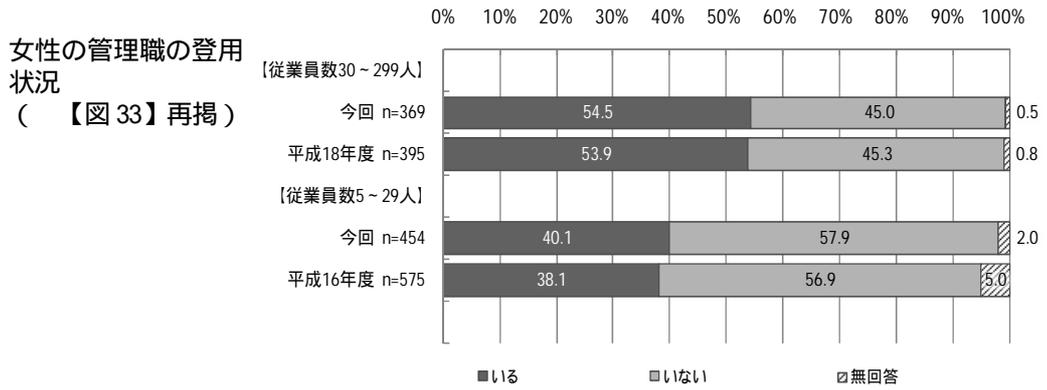
さらに、近年パートタイムなどの非正規労働者が増加していることから【図18,19(p19)】、正規・非正規労働者間の賃金等処遇の格差、雇用の不安定性などの問題があり、均衡処遇の確保や希望する人の正規雇用への転換の推進などに努めていく必要があります。

【図39】職場における男女の地位が平等でないと思う具体的な内容（茨城県）



(出典) 平成21年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書(県女性青少年課)

【図 40】女性の管理職の登用について（茨城県）



（出典）平成 21 年男女共同参画推進状況調査報告書（県女性青少年課）

【施策の方向1】雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

1 関係法令・制度の周知

男女雇用機会均等法，労働基準法などの関係法令及び制度の周知を図ります。

2 事業者・団体のトップの意識改革

事業者・団体のトップに対して，雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保についての意識改革を促進します。

3 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

女性の採用拡大，女性の職域拡大，女性管理職の増加などに向けた積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進します。

4 優良取組事例等の紹介

優れた取組を行った事業者に対する表彰などの実施や優良取組事例の紹介を行います。

5 女性労働者の母性保護・母性健康管理の周知徹底

男女雇用機会均等法及び労働基準法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理に関する周知徹底を図ります。

【施策の方向2】多様な働き方を可能にする就業環境の整備

1 働きやすい制度の普及

短時間正社員やフレックスタイム制など働きやすい制度の普及に努めます。

2 正規・非正規労働者の均等待遇の確保

非正規労働者の正規労働者との均等待遇の確保や希望する人の正規雇用への転換の推進について事業者への働きかけを進めます。

【施策の方向3】商工業等の自営業における働きやすい環境の整備

1 意識啓発の促進

家族従業者として働く女性が果たしている役割の重要性が正当に評価されるよう意識啓発を促進します。

2 家族従業者の実態の把握

関係機関との連携を図り，家族従業者の実態の把握に努めます。

3 商工業女性の人材育成等

商工業に従事する女性の経営能力の向上や人材育成を図るための支援を行います。

〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現するためには、生涯を通じて働きたい人が性別にかかわらず能力を十分に発揮して自己実現につなげていくことが重要であり、また、そのことが生活の経済的基盤を確保し経済社会の活性化にもつながります。そのため、就職・再就職、継続就業、キャリアアップ、起業など、男女の生涯にわたる雇用・就業に係る支援を進めていく必要があります。

特に、女性の労働力率を年齢階級別にみると、30歳代を底とするM字カーブを描き、依然として結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多くなっていますが、就業希望者を労働力人口に加えて算出した潜在的労働力率をみるとM字のくぼみは小さくなっており、就業希望はあるものの実現できないという状況にあります【図16, 17(p18)】。そのため、就職・再就職、起業など様々なチャレンジを実現するにあたって、出産・育児のために離職し、子育てしながらの能力向上や求職活動、一定期間のブランクを経ての円滑な職場復帰など、女性が人生の各段階で必要とする支援を進めていく必要があります。

また、労働者の側も職業能力の向上などにより個人の職業能力を高めていくことが重要であり、適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供を推進するとともに、離職者、有職者及び学卒者に対するキャリアアップや職業能力開発のための支援を進めていく必要があります。

【施策の方向1】人生の各段階の希望に応じた就職・再就職，起業などの実践に向けた支援

1 チャレンジを希望する人に対する支援

就職・再就職，キャリアアップ，起業，あらゆる産業への参画など様々なことへのチャレンジを希望する人に対し，その実現に向けた実践的・継続的な支援を進めるため，関係機関と連携して相談助言や情報提供を推進します。

2 就職・再就職支援の推進

育児などにより就業を中断した女性やひとり親家庭の親，高齢者，障害者など，就職・再就職を希望する人に対し，相談，雇用情報の提供，能力開発の支援を推進します。

3 起業支援の推進

起業に必要な基礎知識，ノウハウの習得やネットワークづくり，事業資金の融資などの支援を行います。

【施策の方向2】女性の継続就業の支援

1 事業者への働きかけ

女性が意欲を持って就業を継続し，その能力を十分に発揮できるよう，事業者に対して，人事慣行，雇用処遇の改善などの働きかけを推進します。

2 女性労働者の就業能力等の向上

女性労働者の就業能力や管理能力を高めるため，研修や職業訓練を促進します。

3 女性労働者への相談助言等

女性労働者が働き続けていく上での悩みや心配事についての相談助言を行うとともに，継続就業をしている女性のロールモデルの収集・提供を充実します。

〔現状と課題〕

男女が共に社会のあらゆる活動に参加していくためには、仕事、家庭生活、地域活動などの活動のバランスをとって参加できる環境づくりが重要です。県民がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域活動においても、子育て期、中高年期といった各段階に応じた多様な生き方が選択できるようにするため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」（注 12）の実現に向けた環境づくりを進めていく必要があります。

しかしながら、県民意識調査によると、仕事と家庭生活などとの調和に関する理想と現実については、理想は、「仕事と家庭生活などを両立したい」が 34.6%と最も高く、次いで「仕事にも携わりつつ家庭生活などを優先したい」が 21.9%となっていますが、現実には、「家庭生活などにも携わりつつ仕事を優先している」が 29.4%と最も高く、次いで「家庭生活などに専念している」が 17.2%となっており、理想と現実の間に乖離が生じています【図 41】。

また、出産前後に継続就業している割合は増えておらず、女性の就業をめぐる状況は依然として厳しく、また、30 歳代・40 歳代の男性を中心に、長時間労働が常態化している状況にあります【図 42～44】。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るためには、事業者・団体のトップの意識改革が不可欠であり、従業員のやる気の向上、能力の発揮による業務の効率化やコスト削減、優秀な従業員の確保、従業員の定着率の向上による育成コストの低減など、経済状況にかかわらず経営上のメリットがあることを具体的に示して理解を求めていくことが必要です。また、地域における各種業界全体の取組につなげるため、経営者の理解を個別に得るだけでなく、経営者団体、労働団体、農業協同組合などの関係団体の理解を得る必要があります。

注 12 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議、平成 19 年 12 月 18 日策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされ、具体的には、

「1 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

2 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

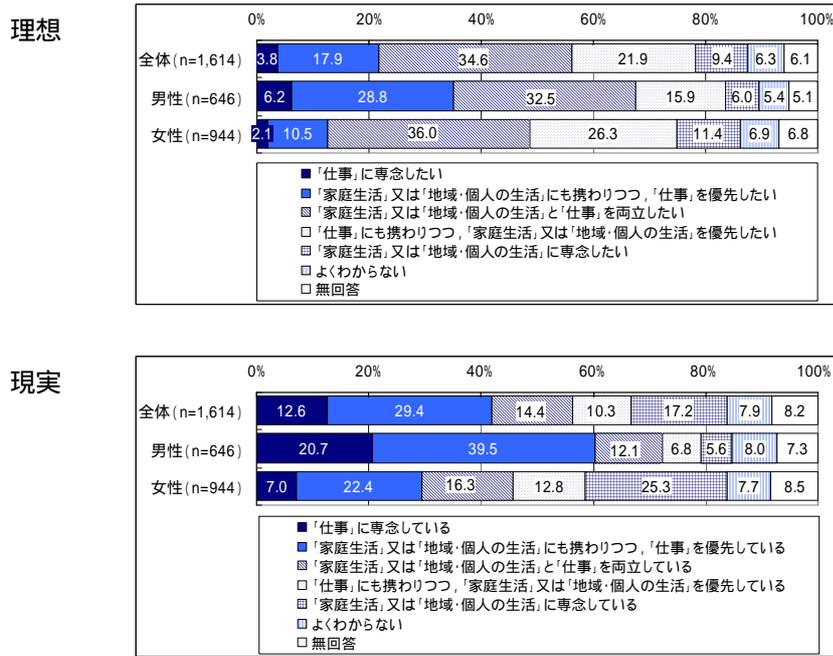
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様な柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。」

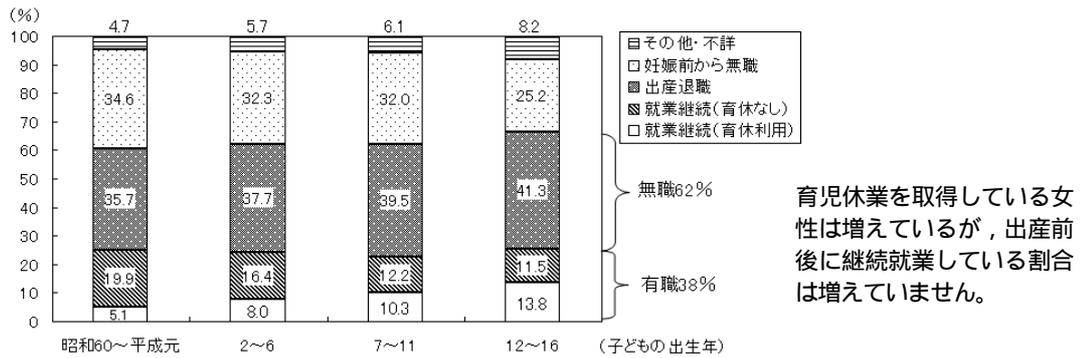
とされています。

【図 41】仕事と生活の調和についての理想と現実（茨城県）



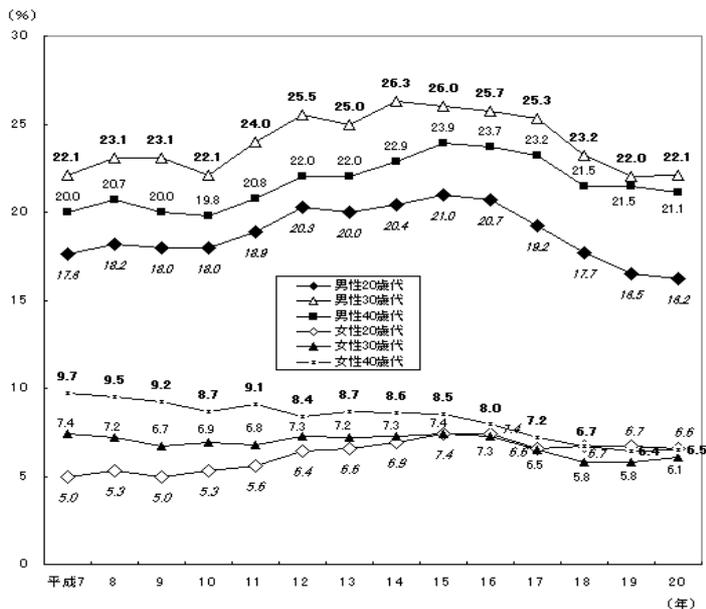
（出典）平成 21 年茨城県男女共同参画社会県民意識調査報告書（県女性青少年課）

【図 42】子どもの出生年別第 1 子出産前後の妻の就業経歴（全国）



育児休業を取得している女性は増えているが、出産前後に継続就業している割合は増えていません。

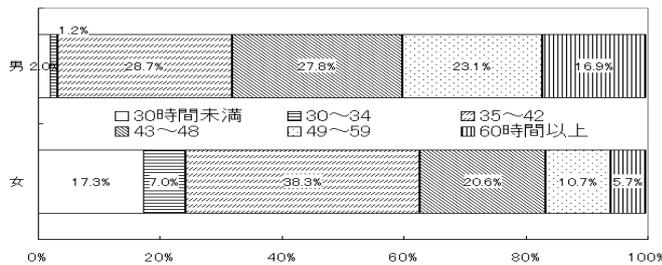
【図 43】週 60 時間以上働く人の割合（全国）



30 歳代、40 歳代の男性の 20%以上が週に 60 時間以上働いています。

（出典）「男女共同参画社会の実現を目指して（2009.6）」（内閣府）

【図 44】週間就業時間階級別雇用者の割合（茨城県）



週 60 時間以上働いている人は、女性が全体の 5.7%なのに対し男性は 16.9%にのぼり、男性の長時間労働が見てとれます。

（出典）平成 19 年就業構造基本調査（総務省）

【施策の方向 1】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に係る働きかけの推進

1 意識啓発の推進

県民に対し、仕事優先の考え方や働き方の見直しを含め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の必要性についての意識啓発を進めます。その際、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は事業者や経済社会の活性化や、誰もがやりがいや充実感を感じながら働くとともに健康で豊かな生活につながるものであることを強調します。

2 事業者・団体のトップの意識改革

事業者・団体のトップに対し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進についての意識改革を促進します。さらに、育児・介護休業や短時間勤務などの両立支援制度の導入及び制度の利用促進、育児・介護休業後の職場復帰支援、長時間労働の抑制などについての働きかけを行うとともに、先進的取組などの情報の収集・提供を充実します。

3 県職員の時間外勤務縮減，両立支援制度の利用促進

県職員の時間外勤務の縮減を進め、育児、介護、自己啓発、ボランティアなどのための休暇・休業制度を利用しやすい職場環境づくり及び県職員の仕事と子育ての両立支援を推進します。

【施策の方向 2】仕事と子育て・介護との両立支援の推進

1 地域における子育て支援の充実

仕事と子育ての両立に係る負担を軽減するため、地域における子育て支援対策の充実を図ります。

2 利用者本位の介護サービスの充実

仕事と介護の両立に係る負担を軽減するため、利用者本位の介護サービスの充実を図ります。

3 地域ケアシステムの推進

子育てや介護などについて援護を必要とする人や家族を支援するため、保健・医療・福祉関係者や地域住民がチームを組んで総合的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を推進します。

〔現状と課題〕

農山漁村は、豊かな自然の中で、ゆとりある暮らしを実現できる環境を備えています。しかし、男女における性別による固定的役割分担意識や昔ながらの習慣や慣行が残っており、例えば農業委員や農協役員を主として男性が占めるなど、政策・方針の決定の場への女性の参画は依然として低い水準に留まっています【図 45】。

一方、生産の現場では、男性が経営や機械作業に携わり、女性は補助的な作業にまわることが多くなっています。また、家庭生活の場では、家事・育児・介護などが女性の役割とされているのが実情です。

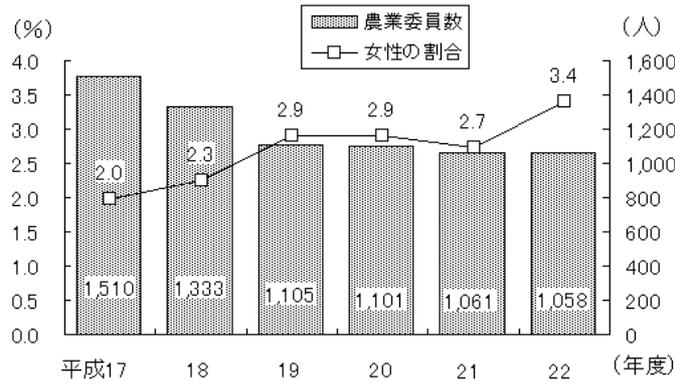
こうした状況の中においても、パソコンを導入して経営管理に取り組む女性、農林水産物加工や直売活動などに取り組む女性起業者が徐々に増えているなど、女性の経営参画は穏やかであるが進展をみせています【図 46】。

女性が経営者意識を持って働きやすく、活動しやすい環境づくりに向けて、経営参画に必要な知識・技術を修得するための環境整備や、家族経営協定、認定農業者の夫婦共同申請、農業者年金の女性の加入促進、また、公的な政策・方針決定の場への参画などを進める必要があります【図 47】。

さらに、近年は、身近な食卓の食べ物が、どうやって生産されるか知らない子どもや親が増加していることや、都市化が進展する中、地域の美しい景観や地域の伝統文化が失われつつあります。こうした状況の中、市町村・団体・教育機関などとともに、食農教育活動に取り組む女性グループや、都市住民や消費者などとの交流を行うグリーン・ツーリズムなどに取り組む女性グループが各地にみられるようになっていきます【図 48】。このような女性の活躍は農林水産業の発展と活力ある地域づくりに重要な役割を果たしています。

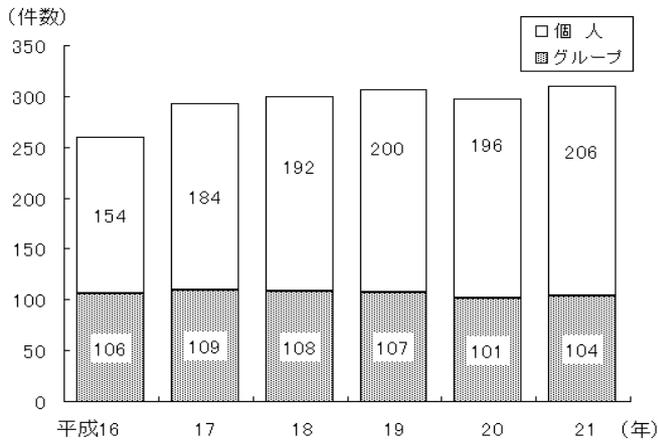
今後は一層、女性の視点を生かした主体的な起業活動や交流活動の取組を推進していく必要があります。

【図 45】農業委員における女性の割合（茨城県）



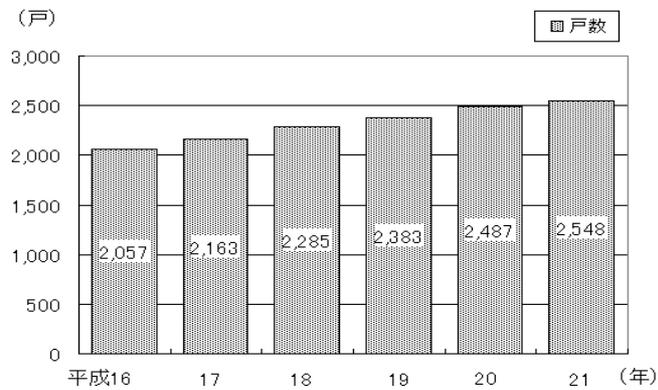
(出典) 県農政企画課調べ

【図 46】農山漁村における女性起業活動数（茨城県）



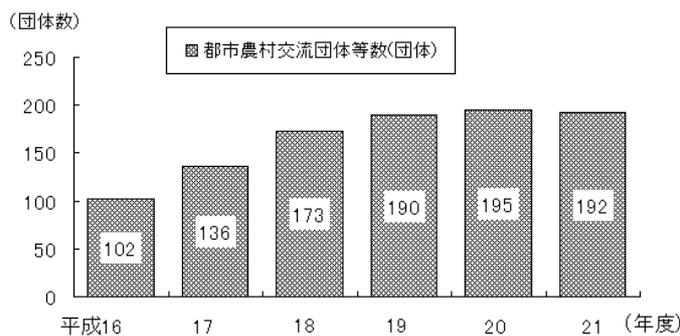
(出典) 県農政企画課調べ

【図 47】家族経営協定締結数（茨城県）



(出典) 県農政企画課調べ

【図 48】都市農村交流団体等数（団体）（茨城県）



(出典) 県農村環境課調べ

【施策の方向1】意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大

1 性別による固定的役割分担意識の解消に向けた意識啓発等

農林漁業者団体，関係団体，行政などが構成員となる農山漁村における男女共同参画のための会議を設置し，あらゆる機会を捉えて家庭や地域社会における性別による固定的役割分担意識の解消と男女共同参画を推進します。

2 女性リーダーの育成

政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため，女性農業士・女性漁業士など，女性リーダーの育成とその活動を支援します。

3 女性役員登用への働きかけ

農業委員や農協役員などの女性の登用を推進するため，地域からの選出が男女共同参画の視点から行われるよう働きかけます。

【施策の方向2】主体的に経営参画する女性の育成

1 女性の経営能力の向上

女性が経営者としての能力を高め，男女が協力して生産活動や経営活動に取り組めるよう，必要な知識・技術を習得するための講座などを開設し，女性の経営参画を促進します。

2 女性認定農業者の育成

経営に主体的に取り組む女性農業者に対する認定農業者の申請及び夫婦共同申請を推進します。

3 女性の起業支援

女性の起業活動がさらに幅広く展開されるよう，農林水産物の直売や加工品づくり，地域特産品を活用した農家レストラン開設などを促進するため，加工技術の研修や女性起業を支援するセミナーの開催，異業種及び消費者などとの交流活動を推進します。

4 家族経営協定づくりの推進

経営や家庭の中での役割分担や給料制の導入，休日や適正な労働時間などの就業条件などを定めた家族経営協定の推進と見直しへのフォローアップを進めます。

5 女性農業者の労働の適正評価

女性の労働の適正評価や労働環境の整備，老後の経営基盤形成を進めるため，法人化や青色申告，ヘルパー制度，農業者年金への女性の加入などを推進します。

【施策の方向3】都市住民等との交流を生かした地域づくり

1 地域資源の保全・生活環境の整備

農山漁村が有する豊かな緑，水，ゆとりある空間など様々な地域資源を生かしながら，景観や生態系に配慮し，暮らしやすさに視点を置いた生活環境整備を推進します。

2 食農教育活動の推進

教育機関や消費者と連携し，食農体験活動や農山漁村の多面的機能のPR，伝統文化の継承などを進めます。

3 都市農村交流の推進

農山漁村の自然環境や地域資源を生かし，都市住民や消費者との体験交流を行うグリーン・ツーリズムを推進するため，受入組織の育成やネットワーク化を図ります。

推進体制と進行管理

男女共同参画社会の実現を図るため、茨城県男女共同参画推進条例第 15 条に基づき、県の推進体制を強化充実し、率先して取り組んでいきます。

1 県の推進体制の充実

(1) 茨城県男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、県の男女共同参画関連施策を総合的に推進するため、知事を本部長とした茨城県男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内関係課で構成する部会の活用により計画を積極的かつ弾力的に進めるための推進体制の強化を図ります。

(2) 茨城県男女共同参画審議会の運営

県のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し、施策を推進するための調査審議機関として、各界各層の代表で構成した茨城県男女共同参画審議会を運営し、県事業の進捗状況の確認などを実施します。

(3) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

あらゆる分野への男女共同参画を図るため、より一層の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の視点を導入した施策を推進します。

(4) 男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営

茨城県男女共同参画推進条例第 14 条の規定により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を処理するために必要な体制として、第三者を構成員とする男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営します。

(5) 庁内関係課で構成する部会での定期的な分析・評価の実施

計画に基づく県の取組を確認するために設定する指標の進捗や各施策の推進状況について、庁内関係課で構成する部会において定期的に分析・評価を行い施策の効果的な展開を図ります。

(6) 女性プラザ男女共同参画支援室の充実強化

男女共同参画を推進するための拠点施設である女性プラザ男女共同参画支援室において、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供などの機能の充実・強化を図ります。

(7) 茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進

県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し、広報活動や地域情報の収集・提供、相談窓口の紹介などの情報提供、男女共同参画の推進に資する地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。

(8) 意識や実態の調査研究、情報の収集と提供

男女共同参画を効果的に推進していくため、国際的な動向、国や他の地方公共団体の取組、事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに、県民の意識や実態を把握するための調査を定期的実施します。

(1) 県民との連携

男女共同参画社会の実現のためには、県民一人一人の取組が重要であり、県は県民と一体となった活動を推進するとともに、基本計画の策定においてパブリック・コメントの実施などにより広く県民に意見を求めるなど、意思決定過程における県民との連携を図ります。

(2) 事業者・団体・NPOなどとの連携

県民との連携と同様に、職業生活及び地域社会に大きな影響力をもつ事業者・団体・NPOなどと連携し、事業の展開を図ります。

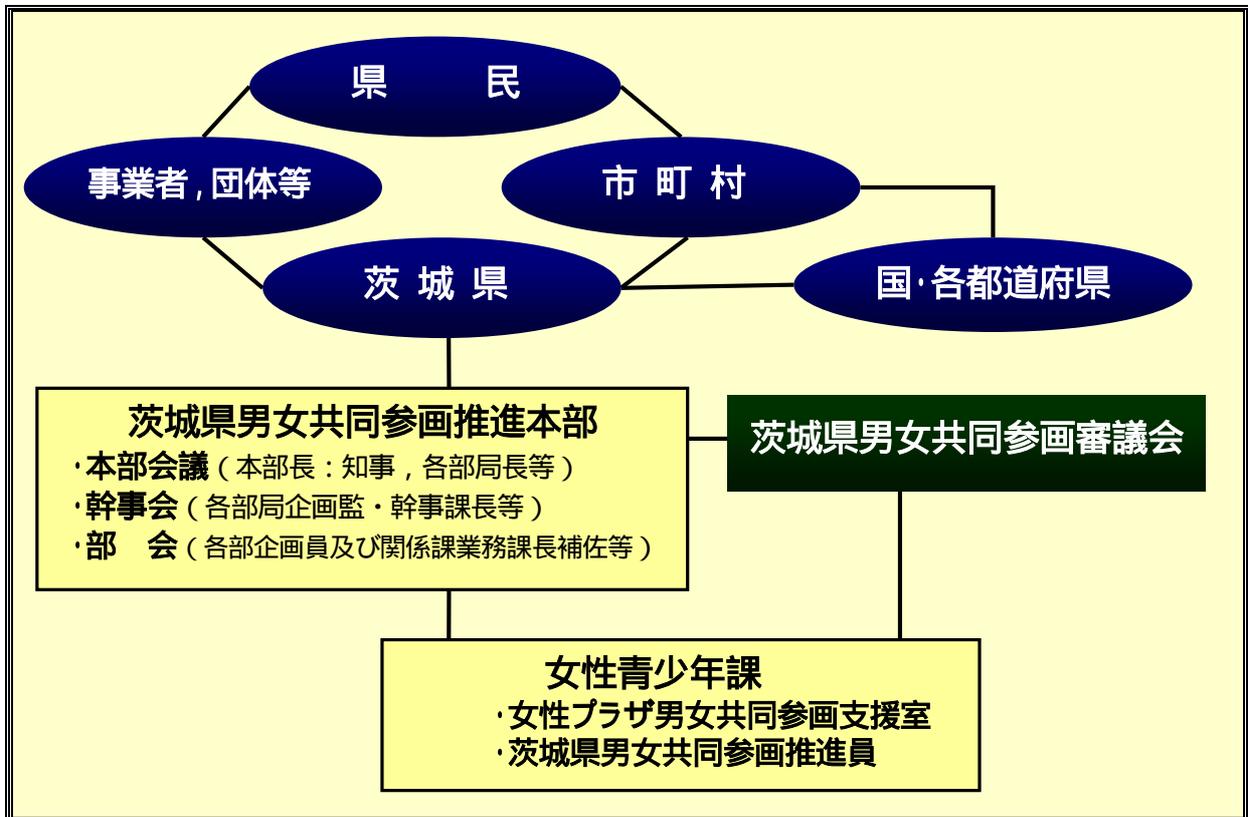
(3) 市町村との連携及び支援

男女共同参画社会の形成に向けて、住民に最も身近な市町村の取組が重要であることから、県と市町村が対等な地方公共団体として協力していくことが大切であり、必要に応じて、県は市町村の取組に対して支援を行います。

(4) 国及び各都道府県との連携

国における取組と整合性を保ちつつ、各都道府県と連携することにより、より広域的かつ普遍的な取組が図れるよう努めていきます。

(推進体制関連図)



(1) 進行管理

計画の進行管理は、男女共同参画施策の推進を図るとともに、その実施状況及び男女共同参画に関連の深い統計や調査の数値を指標として活用し、男女共同参画の進捗状況を把握します。

(2) 公表

男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。

指標項目

指標項目

1 目標指標（男女共同参画推進のため、達成に向けて取り組む目標を設定するもの）

	項 目	H21 実績 ただし*はそれ以外の実績	H27 目標値 ただし*はそれ以外の目標	所管課等	備 考	基本 目標
1	性別による固定的役割分担意識を持たない県民の割合	50.2%	60.0%	女性青少年課	県民意識調査	
2	乳がん検診受診率	*19.2% (H19)	50.0%	保健予防課	国民生活基礎調査	
3	子宮がん検診受診率	*20.7% (H19)	50.0%	保健予防課	国民生活基礎調査	
4	県の審議会等における女性委員の占める割合	30.4%	35.0%	女性青少年課		
5	固定的役割分担意識を持たない男性の割合	44.1%	54.0%	女性青少年課	県民意識調査	
6	男性の家事時間数 (1日あたり)	36.7分	50分	女性青少年課	県民意識調査	
7	女性有業率	*49.1% (H19)	53.0%	労働政策課	就業構造基本調査	
8	若年者有業率	*64.6% (H19)	68.0%	労働政策課	就業構造基本調査	
9	高齢者雇用率	7.9%	H27 全国 平均	労働政策課	高年齢者雇用状況報告	
10	障害者雇用率	1.54%	1.80%	労働政策課	障害者雇用状況報告	
11	チャレンジ支援に関する講座 延べ受講者数	1,318人 (H17～H21)	1,400人	女性青少年課		
12	「仕事と生活の調和推進計画」 策定事業所数	0社	*300社 (H26)	労働政策課		
13	育児休業制度の利用のあった 中小企業の割合 (従業員数30～299人の企業)	51.2%	70.0%	女性青少年課	推進状況調査	
14	介護休業制度の利用のあった 中小企業の割合 (従業員数30～299人の企業)	5.3%	7.0%	女性青少年課	推進状況調査	
15	保育所の待機児童数	396人	0人	子ども家庭課		
16	子育て応援宣言企業登録数	90社	450社	子ども家庭課		
17	農業協同組合における女性 正組合員比率	14.6%	20.0%	農業経済課		
18	農業関連女性起業数	310事例	380事例	農政企画課		
19	家族経営協定締結数	2,548戸	3,016戸	農政企画課		

2 参考項目（男女共同参画推進の状況把握のための参考とするもの）

	項 目	H21 実績 ただし*はそれ 以外の実績	所管課等	備 考	基本 目標
1	男女の地位が平等であると感じている県民の割合	14.2%	女性青少年課	県民意識調査	
2	女子差別撤廃条約の周知度	15.4%	女性青少年課	県民意識調査	
3	婦人相談所におけるDV相談件数	1,316 件	子ども家庭課		
4	ドメスティック・バイオレンスを受けた経験がある人の割合	12.8%	女性青少年課	県民意識調査	
5	地方議会議員に占める女性の割合（都道府県議会）	7.8%	総務省	内閣府推進状況調査	
6	地方公務員の管理職に占める女性の割合（都道府県）	2.4%	内閣府	内閣府推進状況調査	
7	高等学校の教頭以上の教職員数に占める女性の割合	2.2%	文部科学省	学校基本調査	
8	自治会長に占める女性の割合	4.2%	内閣府	内閣府推進状況調査	
9	農業委員に占める女性の割合	2.8%	農林水産省	経営局調べ	
10	学校教育の場における平等感	55.0%	女性青少年課	県民意識調査	
11	地域活動に参加している割合	33.4%	女性青少年課	県民意識調査	
12	女性農業士数	229 人	農政企画課		

付 属 資 料

< 付属資料 >

茨城県男女共同参画審議会規則

茨城県男女共同参画審議会委員名簿

茨城県男女共同参画基本計画に関する専門部会委員名簿

茨城県男女共同参画審議会の審議状況

茨城県男女共同参画基本計画に関する専門部会の審議状況

茨城県男女共同参画推進条例

男女共同参画社会基本法

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

茨城県男女共同参画審議会規則

平成 13 年 3 月 30 日
茨城県規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)第27条の規定に基づき、茨城県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数その他必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、20人以内とする。

2 委員の選任に当たっては、男女のいずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないようにしなければならない。

(委員の委嘱範囲)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

(1) 関係団体の役職員

(2) 学識経験者

(専門委員)

第 4 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員又は学識経験者のうちから、知事が委嘱する。

(専門部会)

第 5 条 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。

4 部会長及び副部会長は、専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

5 専門部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

茨城県男女共同参画審議会委員名簿

(50音順)

任期：平成21年8月1日～平成23年7月31日

委員名	役職	選出区分	備考
青木 雅弘	県産婦人科医会会長	医療	
稲葉 裕子	県男女共同参画推進員	一般公募	
小田部 卓	茨城新聞社代表取締役社長	報道	
落合 美代子	県女性農業士会会長	農林水産	
金澤 眞理	県女性校長・教頭会会長	教育	H22.3月まで
亀田 哲也	弁護士	法曹	
川上 美智子	茨城キリスト教大学教授	学識経験者	
小出 ヤイ	茨城労働局雇用均等室長	労働	H22.4月から
城倉 純子	県女性団体連盟会長	女性団体	
庄司 良子	県商工会議所女性会連合会会長	商工	H22.8月まで
舘野 正弘	県保育協議会会長	福祉	
永田 貴子	県女性校長・教頭会会長	教育	H22.4月から
袴塚 禮子	県商工会議所女性会連合会会長	商工	H22.8月から
幡谷 信勝	茨城県信用組合専務理事	労働	
林 寛一	常磐大学教授	学識経験者	
原田 啓司	県青年団体連盟理事	青年団体	
星 知里	茨城労働局雇用均等室長	労働	H22.3月まで
本多 綾子	連合茨城女性委員会副委員長	労働	
本間 源基	ひたちなか市長	市町村	
見澤 孝子	(社)国際女性教育振興会茨城県支部長	学識経験者	
三谷 富子	土浦市女性団体連絡協議会副会長	一般公募	

(注) 委員長， 副委員長。

各委員の役職は，委員委嘱時のものです。

茨城県男女共同参画基本計画策定に関する専門部会委員名簿

(50音順)

委員名	役職	選出区分	備考
青木 雅弘	県産婦人科医会会長	医療	
落合 美代子	県女性農業士会会長	農林水産	
亀田 哲也	弁護士	法曹	
川上 美智子	茨城キリスト教大学教授	学識経験者	
庄司 良子	県商工会議所女性会連合会会長	商工	H22.8月まで
袴塚 禮子	県商工会議所女性会連合会会長	商工	H22.8月から
幡谷 信勝	茨城県信用組合専務理事	労働	
林 寛一	常磐大学教授	学識経験者	

(注) 部会長， 副部会長。

各委員の役職は，委員委嘱時のものです。

茨城県男女共同参画審議会の審議状況

日 時	審議内容
平成 22 年 3 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 新たな計画策定に係る諮問について 2 男女共同参画基本計画策定に関する専門部会の設置について 3 専門部会の審議結果について 4 指標項目の進捗状況について
平成 22 年 7 月 8 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県男女共同参画基本計画の基本的な考え方について 2 骨子（案）について
平成 22 年 8 月 26 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県男女共同参画基本計画の素案について 2 茨城県男女共同参画実施計画の指標項目の進捗状況について
平成 22 年 11 月 29 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリックコメントの結果について 2 茨城県男女共同参画基本計画の答申案について 3 指標項目（案）等について

茨城県男女共同参画基本計画策定に関する専門部会の審議状況

日 時	内 容
平成 22 年 5 月 27 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県男女共同参画基本計画の基本的な考え方について 2 骨子（案）について
平成 22 年 7 月 22 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 茨城県男女共同参画基本計画の中間取りまとめ素案について
平成 22 年 11 月 18 日	<ol style="list-style-type: none"> 1 パブリックコメントの結果について 2 茨城県男女共同参画基本計画の答申案について 3 指標項目（案）等について

茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日
茨城県条例第 1 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 8 条 第 18 条）

第 3 章 性別による権利侵害の禁止（第 19 条）

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれること

なく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必

要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

(次のよう)略

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条 - 第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条 - 第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役

割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)
- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(施策の策定等に当たっての配慮)
- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
(国民の理解を深めるための措置)
- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。
(苦情の処理等)
- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。
(調査研究)
- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
(国際的協調のための措置)
- 第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)
- 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日
(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第34回国連総会(1979年12月)採択
1981年9月発効
1985年6月日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制のいかなを問わない。)の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なことを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利，昇進，雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習，上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に，退職，失業，傷病，障害，老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は，婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し，かつ，女子に対して実効的な労働の権利を確保するため，次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い，かつ，従前の雇用関係，先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は，科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし，必要に応じて，修正し，廃止し，又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は，男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として，保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず，締約国は，女子に対し，妊娠，分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け，抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション，スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は，農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし，農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は，男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として，農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報，カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかに問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会

(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は 18 人の、35 番目の締約国による批准又は加入の後には 23 人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日以後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の過半数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内
 - (b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条

- 1 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれか

の紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

茨城県知事公室女性青少年課

〒310 8555 茨城県水戸市笠原町 978 6

電話 029 301 2178 F A X 029 301 2189

e-mail josei1@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/>

女性プラザ男女共同参画支援室

〒310 0011 茨城県水戸市三の丸 1 7 41

ホームページ <http://www.challenge.pref.ibaraki.jp/>

チャレンジ相談

再就職や起業，キャリアアップ，地域活動など様々なことにチャレンジして新しい可能性を切り開こうとしている方に対する相談助言や情報提供などを行っています。

電話 029 233 3982 F A X 029 233 1330

総合相談

家族，夫婦，学校，職場，地域等での悩み事などや男女共同参画に関する苦情や意見など，お気軽にご相談ください。

電話 029 233 7837 F A X 029 233 1330